

## 5. 循環経済促進のための主要施策

### 5.1 循環経済促進のための施策体系

本県では、国が第六次環境基本計画で提唱する循環共生型社会の理念を背景に、「本県独自の資源循環の方向性」、「持続可能な廃棄物処理体制の方向性」、「適正処理の確保と徹底」、「不確定要因を含む廃棄物に対する対応」、「ごみ処理広域化・集約化」の5つの基本方針のもと、「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄」に向けた施策を展開します。

# 循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄



図 5.1 持続可能な沖縄のための施策体系

表 5.1 本県独自の資源循環の方向性

目標		施策
基本方針1 本県独自の資源循環の方向性	(1)普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成	ごみ減量化等の推進 環境美化の促進 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション21等の促進 「おきなわアジェンダ21県民会議」による普及啓発の推進 環境教育の推進 グリーン購入の推進
	(2)リサイクルの促進	分別収集及び資源化の促進 容器包装リサイクルの促進 家電リサイクルの促進 小型家電リサイクルの促進 パソコンのリサイクルの促進 食品リサイクルの促進 ・食品リサイクル法に基づいた普及啓発 ・食品ロス削減に向けた取組 建設廃棄物のリサイクルの促進 使用済自動車リサイクルの促進 プラスチック製品のリサイクルの促進 バイオマス利活用の促進 ・生ごみや製糖副産物のたい肥化 ・廃棄物エネルギーの利活用 ・下水汚泥のリサイクルの促進 ・家畜排せつ物のリサイクルの促進 リサイクルに取り組む事業者への支援 リサイクル製品の利用拡大
	(3)観光分野における廃棄物の対策	観光産業としての廃棄物削減の取組促進 観光客への環境意識の啓発 持続可能な観光を目指した廃棄物の適正処理の推進
	(4)事業者間連携の形成	関係団体との密な情報共有 動脈及び静脈産業の連携事例の収集と広報
	(5)経済的手法を活用した減量化等の推進	産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 一般廃棄物処理に係る負担の適正化の検討
	(6)本県に適した資源循環	「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」の推進 島しょ型資源循環社会の構築に向けた具体策の検討と実施

表 5.2 持続可能な廃棄物処理体制の方向性

目標		施策
持続可能な廃棄物処理体制の方向性	(1)県民及び事業者への呼びかけ	県民及び事業者への「基本方針1」の取組の呼びかけ
	(2)一般廃棄物処理体制のあり方	適正処理の推進に向けた処理施設の整備 廃棄物処理事業に係る価格の適正化の推進
	(3)産業廃棄物処理体制のあり方	県内完結型の産業廃棄物処理の促進 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 公共関与最終処分場等を活用した廃棄物適正処理の推進
	(4)離島の廃棄物対策	発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策 ・地域循環によるリサイクルの促進 ・離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 適正処理に関する主要施策 ・ごみ処理広域化の推進 (効率的な処理体制(人的体制など)の構築を含む) ・産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・海岸漂着物対策
	(5)最新技術の活用	関係団体との密な情報共有 最新技術の活用における効果的な事例の収集・評価・広報 事業者のリサイクル等の取組支援
	(6)脱炭素への貢献	廃棄物・資源循環分野の取組の推進 地球温暖化対策の推進に資する施設整備の促進 市町村・一部事務組合への脱炭素化に向けた情報発信

表 5.3 適正処理の確保と徹底

基本方針3 適正処理の確保と徹底	目標	施策
	(1)適正処理の推進	産業廃棄物の適正処理の推進 ・産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化 ・優良認定産業廃棄物処理業者の育成 ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 不法投棄等の防止対策 ・関係団体・機関との連携による不法投棄の防止 ・廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・農業用廃プラスチック類の適正処理の推進
	(2)生活排水処理対策 (普及啓発活動)	講習会等を通じた普及啓発活動の推進 合併処理浄化槽の普及促進 浄化槽汚泥の適正処理
	(3)適正処理困難物対策	リチウム蓄電池 蛍光管 太陽光パネル
	(4)特別管理廃棄物対策	感染性廃棄物 廃石綿及び石綿含有廃棄物 特定有害産業廃棄物 水銀廃棄物 P C B 廃棄物
	(5)ダイオキシン類対策	一般廃棄物処理施設の対策 産業廃棄物処理施設の対策

表 5.4 不確定要因を含む廃棄物に対する対応

目標		施策
基本方針4 不確定要因を含む廃棄物に対する対応	(1)急拡大感染症への対応	市町村、医療関係機関及び関係団体との連携強化等
	(2)災害時における対応力の強化	市町村による災害廃棄物処理計画の策定支援 人材育成 災害廃棄物処理体制の強化
	(3)米軍基地の廃棄物対策	沖縄駐留米軍及び沖縄防衛局等との連絡体制の構築 情報公開及び立入検査
	(4) 海岸漂着物対策	海岸漂着物等対策の推進

表 5.5 ごみ処理広域化・集約化

目標		施策
基本方針5 ごみ処理 広域化・集約化	(1)広域化・集約化計画	焼却施設の広域化・集約化 焼却施設以外の広域化・集約化 ・資源化・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・し尿処理施設
	(2)広域化・集約化への展望	広域化・集約化推進のための検討・対象となる市町村等の調整

1 5.2 本県独自の資源循環の方向性

2 5.2.1 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成

3 (1) ごみ減量化等の推進 [ 環境整備課 ]

4 ごみ減量化及びリサイクルを推進していくため、環境月間や3R推進月間等を活用してパ  
5 ネル展など普及啓発活動を継続して行います。

6 また、「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結した県内流通事業者を通してマイバ  
7 ッグ等の持参を呼びかけるとともに、毎年レジ袋辞退率の把握に係る実態調査を実施し、県  
8 の報告書やホームページで毎年のごみの減量化やリサイクル状況を公表することで、県民の  
9 意識高揚を図ります。

10 ごみ減量化及びリサイクルの推進においては、県民、事業者、市町村及び県のそれぞれの  
11 取組が重要であることから、引き続き、普及啓発活動を通して呼びかけていきます。

13 (2) 環境美化の促進 [ 環境整備課 ]

14 空き缶や吸い殻等ごみの散乱を防止し、環境美化の促進を図るため、平成14(2002)年度に  
15 施行した「ちゅら島環境美化条例」に基づき、県民、事業者、市町村及び県が一体となって  
16 環境美化運動を推進するため、様々な周知・広報を行い、気運を盛り上げていきます。

17 「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」(県、市町村及び民間団体で構成)による全県一  
18 齊清掃の定期的(ちゅら島環境美化月間の7月、年末の12月)な実施、広報啓発や地域  
19 に根ざした美化活動の拡大

20 環境教育・環境学習を支援するため児童・生徒を対象とした環境美化教材の作成・配布  
21 自発的な活動を促進するための環境美化促進地区の指定

23 (3) 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション21等の促進 [ 環境再生課 ]

24 県が一事業者として、積極的に環境に配慮した行動を率先して実行し、温室効果ガス及び  
25 廃棄物の排出削減に取り組むとともに、県内事業者や市町村等に対し、エコアクション21や  
26 環境負荷低減の取組に関する普及啓発等に努めます。

27 環境保全率先実行計画(第5期)に基づくエコオフィス活動等の推進

28 エコアクション21等の環境マネジメントシステムによる環境に配慮した事業活動の  
29 推進

31 (4) 「おきなわアジェンダ21県民会議」による普及啓発の推進 [ 環境再生課 ]

32 県と県内の環境保全に関わる事業者及び関係団体等が参画した「おきなわアジェンダ21  
33 県民会議」が開催する県民環境フェアや同会議が行う様々な活動の場において、ごみ減量化  
34 とリサイクルの推進に向けた県民運動を推進していきます。

36 (5) 環境教育の推進 [ 環境再生課、環境整備課 ]

37 21世紀を担う子供たちがごみ問題について正しく理解し、自発的な取組や具体的な行動に  
38 結びつけてもらうため、学校、教育委員会などと連携して環境教育の充実を図ります。廃棄

物問題については、「おきなわ環境教育プログラム」に収録された3Rや海岸漂着ごみ等に関するプログラムの活用促進を図ります。

また、県が設置している沖縄県地域環境センターを主体として、家庭・地域に密着した実践的活動の支援や学校における出前講座の実施等を推進していきます。

さらに、環境教育の関連事業の実施に当たっては、地域で活動している地球温暖化防止活動推進員、クリーン指導員などの活用を図っていきます。

#### (6) グリーン購入の推進 [ 環境再生課 ]

環境に配慮した製品やサービスの調達を促すことによって市場を環境に配慮したものに転換することをねらいとした制度であるグリーン購入法及び「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の全機関における環境配慮型製品の率先購入を実践します。このため、グリーン購入調達方針を作成し、県ホームページで掲載する等、県民へのグリーン購入制度の普及啓発に努めます。

#### 5.2.2 リサイクルの促進

##### (1) 分別収集及び資源化の促進 [ 環境整備課 ]

各種リサイクル法に基づき、市町村の分別収集及び資源化が円滑に実施できるよう3R推進月間における新聞広告の実施等、県民に対する啓発、市町村に対する分別収集等の先進事例の情報提供や助言を行い、その取組を促進します。

##### (2) 容器包装リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

家庭から排出されるごみの容積の約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルの促進と減量化、資源の有効利用を図ることを目的とした容器包装リサイクル法に基づき、市町村による資源化の促進を支援していくとともに、次のような取組を進めています。

(公財)日本容器包装リサイクル協会を活用し、リサイクルルートの形成を促進していきます。

回収物の純度等が同協会のリサイクルルートの要件を満たせるよう、容器包装廃棄物の分別、圧縮、梱包、保管に要する施設整備を促進します。

##### (3) 家電リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

家電リサイクル法では、フロン等の有害物質回収の観点から、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを実施するため、消費者によるリサイクル費用の負担、小売業者による収集・運搬や製造業者等による再商品化が義務づけられており、同法によるリサイクルが円滑に推進されるよう、引き続き、県民に対し、リサイクル費用負担の理解と協力や指定引き取り場所への引き渡しについて周知啓発を行います。

また、指定引取場所が設置されていない離島市町村に対して、(一財)家電製品協会が行っている沖縄本島(以下、「本島」という。)までの海上輸送費を補助する「離島対策事業協力制度」の活用を引き続き、促していきます。

1  
2 (4) 小型家電リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

3 小型家電リサイクル法では、デジタルカメラ、ゲーム機、携帯電話や掃除機、炊飯器など、  
4 身近な家電製品のほとんどが対象とされています。これらの家電製品のリサイクルを促進さ  
5 せ、希少金属類などの資源の有効活用を行うには、消費者、市町村、小売業者、製造メー  
6 カーの関係者が、製造から分別収集、金属回収、循環利用に至るまで適切な役割分担の下で協  
7 力して取り組むことが必要です。適正なリサイクルが促進されるよう市町村の参画を促して  
8 いきます。

9  
10 (5) パソコンのリサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

11 資源有効利用促進法では、10 業種、9 品目について製造メーカーに 3R の実施を義務づけ  
12 ています。その中で、使用済パソコンについてもメーカーによる回収・再資源化(リサイクル)  
13 が行われています。小型家電リサイクル法に基づく取組と合わせ、リサイクルが円滑に促進  
14 されるよう、引き続き周知等を行います。

15  
16 (6) 食品リサイクルの促進

17 食品リサイクル法に基づいた普及啓発 [ 流通・加工推進課、環境整備課 ]

18 食品リサイクル法では、国が定める基本方針において数値目標を定め、食品関連事業者  
19 (食品の製造・流通・販売・外食等の事業者)に対し、食品廃棄物の発生抑制やリサイクル  
20 等の実施を求めています。そのため、県では食品廃棄物のリサイクル等が円滑に促進され  
21 るよう普及啓発等を行っていきます。

22  
23 食品ロス削減に向けた取組 [ 生活安全安心課、環境整備課 ]

24 食品廃棄物のうち、本来ならまだ食べられるのに捨てられた食品について、食品ロスと  
25 区分し、その削減に向けた対策を推進するため、令和元(2019)年に「食品ロスの削減の  
26 推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が公布・施行されました。また、  
27 食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的  
28 な方針」において事業系・家庭系それぞれの削減目標を定めています。本県においても、  
29 令和 4(2022)年 3 月に「沖縄県食品ロス削減推進計画」を策定しており、引き続き、行政、  
30 事業者、消費者等が連携・協働し、削減目標の達成に向けて各施策を推進していきます。

31  
32 (7) 建設廃棄物のリサイクルの促進 [ 技術・建設業課、施設建築課 ]

33 建設リサイクル法では、一定規模以上の建設・解体工事について、その受注者に対し、特  
34 定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び廃木材)の分別解体と  
35 資源化の実施を義務づけています。

36 関係者へ法令遵守の徹底及び不適正業者への指導・監督、パトロールの強化を図り、公共  
37 及び民間工事における建設廃棄物の再資源化(リサイクル)を促進します。また、後述する沖縄  
38 県リサイクル資材評価認定(ゆいくる)制度により、公共工事等での認定資材の積極的な活用  
39 を図り、建設廃棄物のリサイクルを促進していきます。

1  
2 (8) 使用済自動車リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

3 自動車リサイクル法では、自動車の所有者に対しリサイクル料金の支払いを義務づけると  
4 ともに、自動車メーカーや輸入業者に対し、エアバッグ類、フロン類、シュレッダーダスト  
5 のリサイクル・適正処理を義務づけています。

6 県では、(公財)自動車リサイクル促進センター及び(一社)自動車再資源化協力機構と連携し  
7 て、県民及び関連事業者へ法令遵守の徹底を呼びかけるとともに、使用済自動車の引取業者  
8 や解体業者等への立入調査を強化し、適正処理の推進を図っています。

9  
10 (9) プラスチック製品のリサイクルの促進

11 プラスチックは、加工しやすく、耐久性に優れ、軽量化にも適しているため、大量に生産  
12 され、日常生活の中で広く利用されていますが、大量に生産されたプラスチックの一部は海  
13 洋に流出し、世界的な海洋プラスチックごみ問題を引き起こしています。本県においても、  
14 絶え間なく海岸に漂着するプラスチック問題は深刻となっています。

15 国では、令和4年4月1日に「プラスチック資源循環促進法」を施行し、行政・県民・事業  
16 者などの各主体の役割として、「設計・製造段階」、「販売・提供段階」、「排出・回収・リサイ  
17 クル段階」のプラスチックのライフステージごとに使用削減及び資源循環に向けた取組を求  
18 めています。本県においても、同法の趣旨や地域の特性等を踏まえ、令和7年3月に「沖縄  
19 県プラスチック問題の取組に関する指針」を策定したところあり、引き続き、同指針の普及  
20 を図ることで、行政・県民・事業者などの各主体が連携・協力してプラスチック製廃棄物の  
21 リサイクルの促進を図ります。

22  
23 (10) バイオマスの利活用の促進

24 県内の家畜排せつ物、生ごみ・食品残さ、製糖副産物などの廃棄物系バイオマスについて  
25 は、各圏域の特性を踏まえ地域に適した利活用を促進します。

26  
27 生ごみや製糖副産物の堆肥化 [ 環境整備課、農林水産総務課 ]

28 生ごみは、循環利用しやすいバイオマス資源であることから、県内の複数の市町村では  
29 生ごみ等の堆肥化を実施しています。

30 県内の先行事例のノウハウを周知し、取組の拡大を推進します。

### ~伊平屋村による生ごみたい肥化事業~

伊平屋村では、従来から、島民自ら畑で生ごみのたい肥化を行ってきましたが、畑をもたない集合住宅に住む島民の生ごみは、可燃ごみとして処理してきました。

そこで、伊平屋村では沖縄振興特別推進交付金を活用し、令和2(2020)年度にたい肥化施設の整備事業を実施しました。

集合住宅等からの生ごみを分別回収し、施設内でたい肥化しています。製造されたたい肥については、農地に施肥されるなど地域内で有効利用されています。



施設外観



施設内観  
(堆肥床)

1

2

### 3 廃棄物エネルギーの利活用 [環境整備課]

4 県内では、バイオマス資源の有効利用の手法の一つとして、生ごみや家畜糞尿、下水汚  
5 泥等の廃棄物を活用するメタン発酵発電施設による廃棄物エネルギーの利活用が進めら  
6 れています。多くの市町村では、分別収集されず焼却処分を行っていることから、リサイ  
7 クル手法の1つとして市町村へ先進事例・技術の情報提供に努めます。

8

### 9 下水汚泥のリサイクルの促進 [下水道課]

10 下水道から発生する汚泥については、上記 の他、大部分を肥料として緑農地還元して  
11 おり、今後も継続して有効利用を図るとともに、有効利用方法の多様化についても検討し  
12 ます。

13

### 14 家畜排せつ物のリサイクルの促進 [畜産課、営農支援課]

15 県では、「沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(令和3(2021)年3月策  
16 定)に基づき、令和12(2030)年度を目標とした、家畜排せつ物の利用の促進、畜産環境の  
17 問題の解消及び環境に配慮した畜産経営に取り組んでいきます。

18 また、生産性の向上と経営の安定を図るため、農業の基本となる土作り対策を重要な施  
19 策と位置づけ、土壤・土層の改良、有機物供給施設等の整備、環境保全型農業の推進等を  
20 総合的に進めています。

21 このほか、家畜排せつ物の管理の適正化、有機物資源の有効活用、環境保全型畜産確立  
22 推進指導協議会による指導等、家畜排せつ物の適切な処理とリサイクルを促進していきます。  
23

24

25

1 (11) リサイクルに取り組む事業者への支援 [ 環境整備課 ]

2 沖縄県産業廃棄物税の収税を活用して、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、  
3 再使用、リサイクルを推進するための施設整備や研究開発、離島における産業廃棄物の適正  
4 処理に資する施設整備等に対し、事業費の一部を補助することにより、事業者のリサイクル  
5 等の取組を支援します。

7 (12) リサイクル製品の利用拡大 [ 技術・建設業課 ]

8 島しょ県である本県では、域内での資源循環システムを構築するには、リサイクルの受け  
9 皿となる製品の利用促進が重要となります。

10 そのため、県では、建設資材に用いられるリサイクル製品を対象とする「沖縄県リサイクル  
11 資材評価認定制度(ゆいくる)」を定め、県が認定することで、県産リサイクル資材の利用拡  
12 大を図り、域内の資源循環を促進します。引き続き、国や市町村、民間に対しても「沖縄県  
13 リサイクル資材評価認定(ゆいくる)制度」の周知と利用促進に関する働きかけに取り組んで  
14 いきます。

~ (一社)沖縄リサイクル運動市民の会 による環境学習推進事業 ~

沖縄リサイクル運動市民の会は、昭和 58(1983)年「物を大切にするところから心の  
豊かさを取り戻そう！」の呼びかけのもとに、ゴミやりサイクル・環境教育・市民活動等をテーマとした市民参加型の催しや事業を開催しています。

「環境学習推進事業」として平成 22(2010)年度より買い物ゲームを採用し、小学生  
を対象に実施しています。身近なごみ問題をテーマとし、普段の買い物に付随して出  
てくるごみを題材にします。子ども達の大好きなカレーを作ることを想定し、材料に  
付随する容器や包装に着目し、ごみの量や質、処理の仕方、処理費、環境への影響につ  
いてみんなで考える時間を持ちます。

これまで買い物ゲームの実施後に、子ども達  
に 2 週間にわたって家のごみの重さを計量し  
てもらったところ、1 週目と比較して 2 週目には  
23.3% のごみが減るという結果が出ました。



出典：くるくるリサイクル

1 5.2.3 観光分野における廃棄物の対策

2 本県の入域観光客数は、昭和 47 年度の 56 万人から順調に増加し、米国同時多発テロ事件やリ

3 ーマン・ショック、東日本大震災の影響等で一時落ち込むこともありましたが、海外航空路線の

4 新規就航やクルーズ船寄港の増加により、平成 30 年度には初めて 1,000 万人に達しました。

5 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となったものの、令和 4 年度

6 からは回復の兆しを見せ、令和 6 年度の入域観光客数は 995 万人と、平成 30 年度に対して 99.5%

7 の水準まで回復しています。

8 引き続き、観光客数の増加が続く見込みであり、それに伴って事業系ごみも増加すると推計さ

9 れていることから、観光客への意識啓発を含む観光産業における排出抑制対策は今後益々重要と

10 なります。

11 表 5.6 最近 5 年間の観光客数の動向

	入域観光客数		国内客		外国客	
	人数	前年度比	人数	前年度比	人数	前年度比
令和元年度	9,469,200 人	△ 5.3%	6,978,800 人	△ 0.4%	2,490,400 人	△ 17.0%
令和 2 年度	2,583,600 人	△ 72.7%	2,583,600 人	△ 63.0%	0 人	△ 100.0%
令和 3 年度	3,274,300 人	+ 26.7%	3,274,300 人	+ 26.7%	0 人	—
令和 4 年度	6,774,600 人	+ 106.9%	6,574,500 人	+ 100.8%	20,100 人	皆増
令和 5 年度	8,532,600 人	+ 25.9%	7,269,100 人	+ 10.6%	1,263,500 人	+ 531.4%

13 資料：令和 5 年版観光要覧（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課）

14 (1) 観光産業としての廃棄物削減の取組促進 [ 観光政策課、環境整備課、環境再生課 ]

15 観光産業として、食品廃棄物のリサイクル推進、使い捨て容器包装等の削減、観光サービス提供時における県産リサイクル製品、代替プラスチック製品の積極的な利用や自然素材への転換などを通じて、廃棄物の削減及び島しょ型プラスチック資源循環社会の実現に向け取組を推進します。

21 (2) 観光客への環境意識の啓発 [ 観光政策課、環境整備課 ]

22 サステナブルツーリズム(持続可能な観光)を推進していくためには、観光に伴って生じる

23 ごみ等による環境への負荷を認識し、適正な管理によって環境に与える負荷を最小限に抑える観光を目指す必要があります。

25 そのため、ごみの発生抑制、分別の徹底を事業者や観光客へ呼びかけ、地域の許容量を超

26 えないようごみの排出抑制を推進します。

28 (3) 持続可能な観光を目指した廃棄物の適正処理の推進 [ 環境整備課 ]

29 持続可能な観光を発展させるため、将来的な観光客の増加による処理量の増加を見込んだ

30 処理体制を確保するとともに、市町村や観光関係機関と連携して、ごみの発生抑制を推進し

31 ます。

## ~ 座間味村による観光客を対象とした海岸漂着ごみ回収プロジェクト ~

(一社)座間味村観光協会では、島の宝であるサンゴ礁と世界が恋するケラマブルーの海を村民と座間味村を訪れるみなさんと共に守り、未来へ繋いでいきたいという考え方のもと、ビーチクリーンプロジェクト「ZAMAMI MANATII」を立ち上げ、漂着ごみ問題に取り組んでいます。

### 「ZAMAMI MANATII」の概要

- STEP 1** : 来島されて、このプロジェクトに賛同した来島者にゴミ袋使用料(500円)を払ってもらう(協力店にて販売)  
\* 売上はゴミの処分費、運営費用等に充当
- STEP 2** : 海水浴やシュノーケリングの合間に目に付いたゴミを拾ってもらう
- STEP 3** : 袋を購入いただいたお店へゴミ袋を渡す
- STEP 4** : 来島者へ記念品(缶バッジ)をプレゼント



参加記念品  
(缶バッジ)

1

2

### 3 5.2.4 事業者間連携の形成 [ 環境整備課 ]

4 (一社)沖縄県産業資源循環協会などの関係団体と情報共有を密にし、製造業・小売業など  
5 の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業との事業間連携により廃棄物排出量を  
6 減少させるとともに、リサイクル製品の品質向上や機能性を付与するなど付加価値を高めた効  
7 果的な事例の情報を収集し、県のホームページなどで公開し広く周知します。

8

### 9 5.2.5 経済的手法を活用した減量化等の推進

#### 10 (1) 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 [ 環境整備課 ]

11 県では、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進し、産業廃棄物の  
12 最終処分量を削減するため、平成18(2006)年度から、産業廃棄物税を導入しています。産業  
13 廃棄物税は、排出事業者に対し、税負担を通して産業廃棄物の排出抑制への意識を高め、事  
14 業者のより一層の排出抑制や減量化、再資源化を促進するものです。税収は、県が実施する  
15 産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、不法投棄等防止対策の強化、優良業者の育成な  
16 ど、循環型社会の形成に向けた施策に活用されています。

#### 17 (2) 一般廃棄物処理に係る負担の適正化の検討 [ 環境整備課 ]

18 一般廃棄物の排出抑制を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重  
19 要であり、ごみ処理の有料化は一定の減量効果が確認されており、ごみの排出量に応じた費  
20 用負担の公平化が図られ、ごみ問題に対する県民・事業者などの意識改革にもつながります。

21 このような観点から、国の基本方針も踏まえ、ごみ処理の有料化を導入していない市町村  
22 (一部導入していない場合も含む)に対し積極的な検討を求めていくとともに、既に有料化  
23 を導入している市町村に対してはごみ減量効果の有効性に関する情報提供を行い、継続的な  
24 実施を促します。

1       5.2.6 本県に適した資源循環

2       (1) 「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」の推進 [ 環境整備課 ]

3       県では、県民一人ひとりがプラスチック問題を自分事として捉え、ライフスタイルの見直  
4       しを通してプラスチック削減に取り組んでいくこと及び事業者の自主的なプラスチック削減  
5       に向けた取組の促進を図るため、「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」及び「事業  
6       者向けの使い捨てプラスチック使用削減の手引き」を令和7年3月に策定しました。

7       行政・県民・事業者などの各主体が、本指針に基づき、プラスチックの使用削減や資源循  
8       環に取り組み、「島しょ型プラスチック資源循環社会」の実現を目指します。

9

10      (2) 島しょ型資源循環社会の構築に向けた具体策の検討と実施 [ 環境整備課 ]

11      本県では、リサイクルに係る輸送コストがかかることや、スケールメリットが得られにく  
12      いため県内にリサイクル企業が少ないというリサイクル施設・設備の導入に制約があること、  
13      リサイクル品を受け入れる製造業者が少ないとことなどの島しょ性に起因する課題があります。

14      県では、県全域でリサイクルを推進するため、資源循環に向けた体制作りを進めるとともに、上記の要因・課題を整理し、効率的なリサイクル手法及び体制に係る調査、検討を行い、  
15      市町村等への技術支援や活動支援を実施するなど、本県に適した島しょ型資源循環社会の構  
16      築に取り組んでいきます。

1       5.3 持続可能な廃棄物処理体制の方向性

2       5.3.1 県民及び事業者への呼びかけ [ 環境整備課 ]

3       4.1.2 に示した循環経済への移行を促進するため、例えば、県民においてはこれまでの 3 R の  
4 取組に加え、製品のライフサイクルを意識した選択を行うこと、事業者においては廃棄物に関  
5 わる事業者のみならず、製品の製造段階や流通過程に関わる事業者による創意工夫と効率化を  
6 行うこと、行政においては公共事業やオフィス業務等の自らの事業活動の見直しに加え、経済  
7 社会システムの転換に向けて積極的な普及啓発活動を行っていく必要があることなどを呼びか  
8 けることでそれぞれの役割に応じた取組を推進していきます。

9

10      5.3.2 一般廃棄物処理体制のあり方

11      (1) 適正処理の推進に向けた処理施設の整備 [ 環境整備課 ]

12      一般廃棄物処理施設は、適正処理だけでなく、再使用、再生利用、熱回収（サーマルリサイ  
13 クル）の促進を図り、循環共生型社会の形成に欠かせない施設であるとともに、近年多発  
14 化する災害時には、災害廃棄物の処理や周辺施設へのエネルギー（熱・電気）供給など地域の復  
15 旧・復興に貢献することも期待されます。

16      そのため、循環型社会形成推進に資する交付金制度を活用して、必要な施設整備（更新を  
17 含む）を支援し、適正処理を推進していきます。また、施設の適切な維持管理を促し、施設  
18 の延命化の推進を図ります。

19

20      (2) 廃棄物処理事業に係る価格の適正化の推進 [ 環境整備課 ]

21      廃棄物処理事業を確実に実施し、物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事  
22 業者に支払われることが重要であることから、国の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉  
23 に関する指針」を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁に必要な措  
24 置の推進を図っていきます。

25

26      5.3.3 産業廃棄物処理体制の在り方

27      (1) 県内完結型の産業廃棄物処理の促進 [ 環境整備課 ]

28      本県は、島しょ県という地理的特性から、他県のように県域を超えた広域処理が難しく、  
29 可能な限り県内完結型の処理体制が必要となります。そのため、事業者によるリサイクル等  
30 の中間処理施設の整備及び残余容量が限られている産業廃棄物管理型最終処分場の整備や延  
31 命化を促進します。

32

33      (2) 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 [ 環境整備課 ]

34      事業者及び処理業者が処理施設を新設または変更する際には、周辺の環境に配慮するとと  
35 もに、事前に地域住民に処理施設の必要性や安全性などについての正確な情報提供を行い、  
36 地域住民との合意形成を図ることが重要です。そのため、「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設  
37 置に関する指導要綱」を定め、処理施設の許可申請等に先立つ住民説明会の実施及び住民意  
38 見に配慮した適正な設置計画に基づく施設の設置を求めていきます。

1 (3) 公共関与最終処分場等を活用した廃棄物適正処理の推進 [ 環境整備課 ]

2 産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、持続的な経済社会の維持・発展と循環型社会の形  
3 成に寄与する基盤施設として、県では令和元年度に公共関与による安心・安全でモデルとな  
4 る管理型最終処分場の「安和エコパーク」を整備しました。

5 今後も、安和エコパークの適正な運営及び廃棄物の適正処理の促進に取り組みます。

6 なお、安和エコパークは埋立期間が令和 15 年度までとなっているため、民間における管理  
7 型最終処分場の整備状況等を考慮して、再び県が関与して管理型最終処分場の整備を行うべ  
8 きかどうか検討していきます。

9

#### 10 5.3.4 離島の廃棄物対策

11 離島地域については、島外を含む広域的な処理・リサイクルには海上輸送が必要となる点が本  
12 島とは大きく異なります。また、島民人口が少なく人手不足となる地域がある一方、観光客の流  
13 入により廃棄物量が増大している地域もあります。

14 (1) 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策

15 地域循環によるリサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

16 離島地域では、島内でできるリサイクルが非常に限られているため、リサイクルを推進  
17 する上で海上輸送に係るコストが大きな負担となります。島外に輸送するにあたっては、  
18 定期航路を活用した資源物の広域処理の検討を進めつつ、生ごみのたい肥化など地域内で  
19 循環利用が可能なごみについては、地域内でのリサイクルを推進する必要があります。

20

#### 21 離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 [ 環境整備課 ]

22 離島地域では、島内処理困難物を島外に輸送せざるを得ないため、輸送に要する費用が  
23 嵩むなどの課題があることから、家電については(一財)家電製品協会の海上輸送に要する  
24 費用を補助する「離島対策事業協力制度」を、使用済自動車については海上輸送を支援す  
25 る「離島対策支援事業」の活用を促進することにより、適正処理を推進します。

26

#### 27 (2) 適正処理に関する主要施策

28 ごみ処理広域化の推進(効率的な処理体制(人的体制など)の構築を含む)

29 [ 環境整備課 ]

30 本島内の市町村では、地理的に隣接する市町村間で一部事務組合を設立し広域的にごみ  
31 処理を行っていますが、離島市町村については、地理的条件、海路条件、住民との合意形  
32 成等の課題があることから、近隣市町村との広域化が進んでおらず、各市町村でごみ処理  
33 施設を整備し運営している状況です。

34 また、処理困難な廃棄物については、本島の業者へ輸送して処理する必要があり、海上  
35 輸送の費用がかかることなど、ほとんどの離島市町村のごみ処理経費は、本島市町村に比  
36 べ高い状況にあり、財政上の負担となっています。

37 県では、このような離島市町村におけるごみ処理経費及び運転管理に係る負担軽減を図  
38 るため、平成 25 ~ 27(2013 ~ 2015)年度に離島地域のごみ処理の現状調査を実施し、有識

1 者、関係自治体、関係業者等から構成される離島ごみ処理広域化検討委員会において議論  
2 を重ね、離島の効率的なごみ処理体制について提案を行っています。

3 近年は、コスト面だけでなく人材面においても不足していることが課題となっているこ  
4 とから、民間の事業者の活用も含め、効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

#### 6 産業廃棄物のあわせ処理の推進 [ 環境整備課 ]

7 特に、離島地域においては、産業廃棄物の発生量が総体的に少なく、民間の処理業が経  
8 濟的に成り立ちにくいことや可能な限り地域内で廃棄物処理体制を整備することが望ま  
9 しいことから市町村のあわせ処理を推進します。

#### 10 海岸漂着物対策 [ 環境整備課 ]

11 特に離島地域では漂着物の回収を行う人手も少なく、また、回収した漂着物は塩分を多  
12 く含み焼却炉を痛めることを理由に自前の施設で処理が難しく島外の処理事業者に頼ら  
13 ざるを得ないことから、その運搬・処理についても費用がかかり、離島市町村の負担は大  
14 きくなっています。

15 県では、海岸漂着物処理推進法に基づく国の補助金を活用し、海岸漂着物対策事業を実  
16 施しており、今後も、国の支援を得ながら、県の海岸管理者や地元市町村等との連携を図  
17 り、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

#### 18 5.3.5 最新技術の活用 [ 環境整備課 ]

19 (一社)沖縄県産業資源循環協会などの関係団体と情報共有を密にし、最新技術の活用により  
20 廃棄物の排出量の減少、再生品の品質向上や機能性を向上するなど付加価値を高めた優良事例の  
21 情報を収集し、県のホームページなどで公開し広く周知します。

22 また、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するため  
23 の設備整備や研究等に対し、事業費の一部を補助することにより、最新技術の活用を含めた事業  
24 者のリサイクル等の取組を支援します。

#### 25 5.3.6 脱炭素への貢献 [ 環境整備課 ]

26 世界的な課題である気候変動に対して、県全体でその現状と認識を共有し、県民、事業者、市  
27 町村及び県が一丸となって対策に取り組んでいくことを決意し、令和3(2021)年3月に「沖縄県  
28 気候非常事態宣言」を行いました。その中で、特に市町村の行動として「2050年温室効果ガス排  
29 出量実質ゼロ宣言及びその達成に向けた取組の推進」が掲げられており、廃棄物・資源循環分野  
30 においても地域特性に応じた脱炭素社会に向けた取組の推進が必要です。

31 「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ  
32 (案)」等に挙げられた対策を図5.2及び表5.7に例示しています。全国的には、高効率発電設  
33 備の導入によるエネルギー回収や廃棄物系バイオマスの利活用など、主にエネルギーとしての  
34 廃棄物の有効活用が広がっています。また、ごみ処理施設を地域のエネルギーセンターとして

1 位置付け、高効率なごみ発電によって生み出した電気や熱を周辺の需要施設やEVパッカー車等  
2 に供給する「電力の地産地消」を行うことで、地域の低炭素化に貢献している事例もあります。

3 本県においても那覇市・南風原町環境施設組合、倉浜衛生施設組合、中部北環境施設組合及び株式会社倉敷の一般廃棄物焼却施設で焼却の際のエネルギーを利用して発電を行っており、  
4 今後も廃棄物処理施設の整備に際しては熱回収（サーマルリサイクル）を推進するなど、地球  
5 温暖化対策の推進に資する施設整備を促進していきます。また、市町村・一部事務組合における  
6 廃棄物処理計画及び施設更新計画の策定において参考となるよう脱炭素化に向けた情報発信  
7 を積極的に行います。

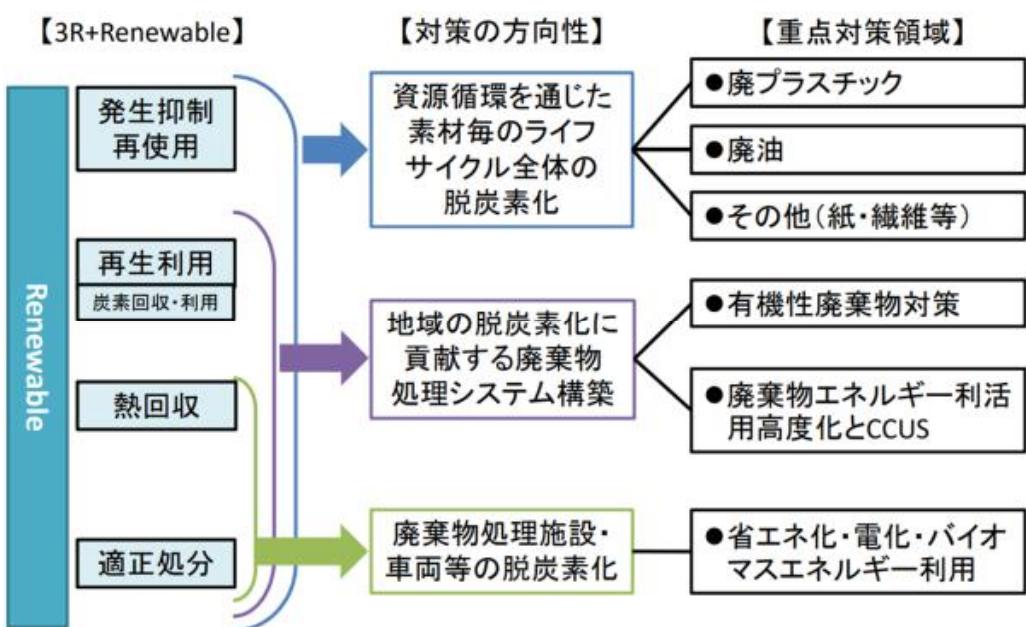


図 5.2 廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス対策

出典：廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)  
(令和3年8月5日)環境省

表 5.7 廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス対策

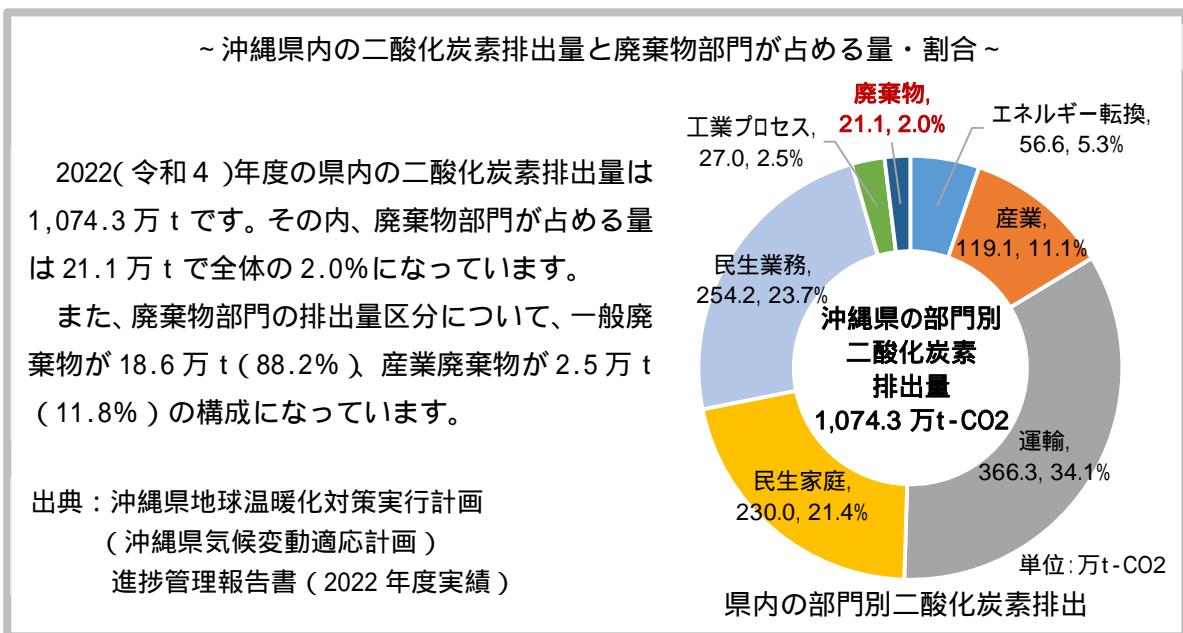
廃棄物処理における取組	
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入 <sup>1</sup>	
産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	
廃棄物処理業における燃料製造 <sup>2</sup> ・省エネルギー対策の推進	
EV ごみ収集車の導入	
バイオマスプラスチック類の普及	
バイオマスプラスチック類の普及	
廃棄物焼却量の削減	
廃プラスチックのリサイクルの促進	
廃油のリサイクルの促進	
廃棄物最終処分量の削減	
廃棄物最終処分量の削減	
廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	

2 出典：廃棄物分野における地球温暖化対策について（環境省，2024年9月20日）

3 地球温暖化対策計画（令和7年2月，閣議決定）2030年度排出削減目標に関する対策・施策の一覧

4

5



6

7

1 5.4 適正処理の確保と徹底

2 5.4.1 適正処理の推進

3 (1) 産業廃棄物の適正処理の推進

4 産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化 [ 環境整備課 ]

5 県は、ホームページ等の様々な媒体を活用して、産業廃棄物の処理責任は排出事業者に  
6 あることを周知徹底していきます。また、排出事業者が、廃棄物処理を委託する場合には、  
7 処理業者の事業範囲や施設の処理能力・処理実績等を確認することはもちろんのこと、現  
8 地確認などによってその適性を判断するとともに、適正処理に必要な費用を負担し、産業  
9 廃棄物管理票(マニフェスト)によって最終処分までの処理が適正に行われたことを確認  
10 するよう、指導します。

11 産業廃棄物処理業者については、必要に応じて立入検査や処理実績の報告徴収等を行い、  
12 許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守、処理施設の適切な管理による産業廃棄物  
13 の適正処理を指導します。また、悪質な不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基  
14 づく改善命令や許可取消などの行政処分を実施するとともに、それらの情報を県ホームページ  
15 等で公表しています。

17 優良認定産業廃棄物処理業者の育成 [ 環境整備課 ]

18 県では、平成23(2011)年4月1日から導入された優良産廃処理業者認定制度に基づき、  
19 優良基準(遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用、財務  
20 体制の健全性)に適合する業者を優良業者として認定しています。産業廃棄物税の税収を活  
21 用して、引き続き研修会等を実施し、産業廃棄物処理業者の資質向上により優良業者の認  
22 定取得を促進していきます。

23 排出事業者が安心して処理委託できるよう、優良認定産業廃棄物処理業者に関する情報を  
24 発信していきます。

25 これらの取組により、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行  
26 う事業者が淘汰される環境の充実を図ります。

28 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 [ 環境整備課 ]

29 県は、適正な委託契約の締結を指導するとともに、処理業者によるマニフェストの保存  
30 義務や罰則の強化などマニフェスト制度の周知・指導を徹底します。また同時に、事務手  
31 続きの簡素化や処理状況の即時把握等が可能であり、廃棄物処理システムの透明化を図る  
32 ことができるなどの利点を有する電子マニフェストの普及促進を図ります。

34 (2) 不法投棄等の防止対策

35 関係団体・機関との連携による不法投棄の防止 [ 環境整備課 ]

36 県では、事業者や県民に対して、廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止を呼びかける  
37 ことを目的に、県、警察本部、環境省、那覇市、第十一管区海上保安本部、(公財)暴力団  
38 追放沖縄県民会議、(一社)沖縄県建設業協会、(一社)沖縄県医師会及び(一社)沖縄県産

1 業資源循環協会で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」が中心となり、  
2 市町村の協力を得ながら県下一斉監視パトロールの実施などに取り組んでいます。

3 また、県警と連携し、悪質な不法投棄事案に対しては、原状回復や検挙を見据えた迅速  
4 な対応及び行政処分を行っていきます。

5 廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 [ 環境整備課 ]  
6 県警OBを廃棄物監視指導員として保健所に配置し、不法投棄防止パトロールを強化する  
7 とともに、警察署、市町村等関係機関で構成する「廃棄物不法処理防止ネットワーク会  
8 議」を設置しており、引き続き、不法投棄や不適正処理事案に対する情報交換及びその対  
9 応を行っていきます。

10 また、毎年度、県全域の不法投棄実態調査を行い、そのデータを基に、市町村と連携を  
11 図りながら、住民、事業者への普及啓発や予防措置、撤去作業等を促進していきます。

12 さらに、一般廃棄物の不法投棄対策についても市町村の監視体制の強化に向けて監視力  
13 メラの設置等について支援を行います。

14 各保健所における不法投棄の実態把握及び廃棄物監視指導体制の強化

15 監視カメラや看板の設置への支援

16 産業廃棄物処理施設等への立入権限に係る市町村職員の併任制度の促進

### 17 (3) 産業廃棄物のあわせ処理の推進 [ 環境整備課 ]

18 市町村は、地域の生活環境保全や地場産業の育成等の公益上の観点から、地元の中小事業  
19 者等が排出する産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理することが可能な性状を有する  
20 ものについては、適正な費用の徴収のもと、市町村の一般廃棄物処理施設を活用し「あわ  
21 せ処理」することができます。

22 特に、離島地域については、産業廃棄物の発生量が総体的に少なく、民間の廃棄物処理業  
23 が経済的に成り立ちにくいことや可能な限り地域内で適正な廃棄物処理体制を整備すること  
24 が望ましいことから市町村のあわせ処理を推進します。

### 25 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 [ 園芸振興課、環境整備課 ]

26 関係機関、団体からなる沖縄県農業用廃プラスチック適正処理協議会で市町村段階における処理対策協議会の設置を促し、地域における回収体制の構築や、分別排出の徹底を推進するとともに、適正処理に関する情報を関係機関等に周知し、適正処理を推進します。また、生分解性マルチを普及啓発することで廃プラスチックの排出削減に取り組みます。

27 離島地域については、島内に廃プラスチックの処理業者が少なく、また、可能な限り地域内で適正な廃棄物処理体制を整備することが望ましいことから市町村によるあわせ処理を推進します。

1 5.4.2 生活排水処理対策(普及啓発活動)

2 生活排水処理対策については、下水道等の整備状況を踏まえて、下水道未整備地域においては  
3 合併処理浄化槽の普及を促進していきます。

4 また、大型合併処理浄化槽については、関係機関と連携し高効率な先進的省エネ型浄化槽に転  
5 換するための補助金等について情報提供を行います。

6 (1) 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 [ 環境整備課 ]

7 浄化槽に関する十分な理解と適正な維持管理の促進を図るため、「浄化槽設置者講習会」や  
8 「浄化槽の日」にちなんだイベント等を通して普及啓発を行っていきます。

9 (2) 合併処理浄化槽の普及促進 [ 環境整備課 ]

10 令和5(2023)年度末現在、県内の合併処理浄化槽設置数は合計41,018基となっています。

11 持続的な汚水処理システムの構築に向け、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン」に基づき、市町  
12 村等関係機関と連携して計画的に浄化槽整備を促進するとともに、市町村に対し循環型社会  
13 形成推進交付金の積極的な活用を促し既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置の  
14 切り替えを図っていきます。

15 5.4.3 適正処理困難物対策

16 (1) リチウム蓄電池 [ 環境整備課 ]

17 リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品(以下、「リチウム蓄電池等」という。)は、劣化や強い衝撃等に伴って発火するおそれがあり、分別されず処理を行った際に火災事故等が発生する事例があるなど、その分別回収及び適正処理が深刻な課題となっています。  
18 また、国においては、自治体におけるリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、令和6年度末に、家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を改訂し、リチウム蓄電池等を1つの分別回収区分として設定しました。

19 県においては、市町村におけるリチウム蓄電池等の分別収集を促進するため、県内の市町  
20 村におけるリチウム蓄電池等の処理状況の把握に努めるとともに、市町村に対して廃棄物処  
21 理法第9条の9第1項で定める広域的な処理の認定を受けた事業者といったリチウム蓄電池  
22 等のリサイクルが可能な事業者に関する情報提供を行っていきます。また、事業活動に伴い  
23 排出されるリチウム蓄電池等についても、分別して処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託  
24 するなどの適正処理が行われるよう、排出事業者に対し普及啓発を図っていきます。

1  
2 リチウムイオン電池の適切な分別・排出について  
3 モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池を使用した製品を廃棄する際  
4 に、適切な分別を行わず出すと、ごみ収集車やクリーンセンター等において  
5 発火し、火災事故につながる危険があります。

6 各家庭でご使用のリチウムイオン電池を廃棄する際は、基本的に各市町村  
7 の指示に従って適切に分別して排出する必要があります。また、沖縄県内  
8 では、家電量販店が協力してリチウムイオン電池を含む小型充電式電池の  
9 リサイクル回収 BOX を設置している場合があります。



10 環境省のホームページにおいて、電池の正しい捨て方などの注意喚起  
11 を行っています。

12 リチウム蓄電池関係（環境省 HP）

13 [https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

家電量販店のリサイクル  
BOX



#### 16 (2) 蛍光管 [ 環境整備課 ]

17 蛍光管について、令和 9 (2027) 年末までに製造及び輸出入が禁止されることから、今後、  
18 排出量が増加することが見込まれます。蛍光管は水銀使用製品廃棄物であるため、後述の  
19 5.4.4(4) 「水銀廃棄物」の対策の考えに準じ、適正処理を確保する必要があります。

#### 21 (3) 太陽光パネル [ 環境整備課 ]

22 今後、排出量が増加すると想定されている太陽光パネルについては、環境省が策定した「太  
23 陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン 第三版」(令和 6 (2024) 年)にお  
24 いて、使用済太陽発電設備の取扱い、解体・撤去、リユース、収集・運搬、リサイクル、埋立  
25 処分等について整理されていることから、同ガイドラインの周知徹底を図るとともに、引き  
26 続き適正処理の確保を図ります。

### 28 5.4.4 特別管理廃棄物対策

#### 29 (1) 感染性廃棄物 [ 環境整備課 ]

30 医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理は、(一社)沖縄県医師会、(一社)沖縄県産  
31 業資源循環協会等と連携し、医療従事者等に対し「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理  
32 マニュアル」(平成 30(2018) 年 3 月改訂)の周知徹底を図るとともに、引き続き適正処理の確  
33 保を図ります。

#### 35 (2) 廃石綿及び石綿含有廃棄物 [ 環境整備課 ]

36 解体工事や吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される廃石綿及び石綿含有廃棄物の処理  
37 については、発注者、排出事業者(元請業者)及び廃棄物処理業者に対して、「石綿含有廃棄物  
38 等処理マニュアル」(令和 3 (2021) 年 3 月改訂)の周知徹底を図るとともに、解体工事現場に  
39 対する監視・立入検査等を強化するなど、引き続き適正処理の確保を図ります。

1  
2 (3) 特定有害産業廃棄物 [ 環境整備課 ]

3 重金属等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物については、事業者自らが生産工程の見直  
4 しや原材料の変更などにより、有害物質の排出を抑制し適正処理が容易になるよう配慮する  
5 とともに、廃棄物処理法の処理基準に従って適正に処理するよう、指導を徹底・強化します。

6  
7 (4) 水銀廃棄物 [ 環境整備課 ]

8 石炭利用などによる人為的な水銀排出が大気や水、生物中の水銀濃縮を高めている状況を  
9 踏まえ、地球規模での対策を進めるため、「水銀に関する水俣条約」が平成 29 (2017) 年 8 月  
10 に発効しています。

11 国内では平成 27 (2015) 年 11 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改  
12 正する政令」が閣議決定され、平成 29 (2017) 年 10 月から廃水銀等を特別管理廃棄物(特別  
13 管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物)に指定し、運搬や処分方法等の処理基準を強化する  
14 とともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等が追加されました。

15 県においては、市町村及び関係機関と連携し、水銀使用製品廃棄物の回収体制の構築や住  
16 民への普及啓発を行っています。

17  
18 (5) PCB 廃棄物

19 国・関係機関との連携及び保管・処分状況の把握等 [ 環境整備課 ]

20 県は、「沖縄県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成 27(2015)年 3 月改訂)に基づ  
21 き、PCB 廃棄物の保管及び処分状況を把握するとともに、事業者に対して保健所への届出や  
22 適正保管等の指導を徹底します。低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設等で、処理期限  
23 内に確実かつ適正に処理するため、関係機関と連携し、保管事業者等への周知、指導を行  
24 います。新たに高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合は、国に情報提供するとともに、国に  
25 おいて処理技術が示されるまでの間、事業者に対して適正保管を指導していきます。

26 PCB 廃棄物の処理期限

27 高濃度 PCB 廃棄物(廃 PCB 等及び廃変圧器等) : 平成 30(2018)年 3 月 31 日(処分期間終了)

28 高濃度 PCB 廃棄物(上記以外の高濃度 PCB 廃棄物) : 令和 3 (2021) 年 3 月 31 日(処分期間終了)

29 低濃度 PCB 廃棄物 : 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日

31  
32 適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表 [ 環境整備課 ]

33 各保健所で、PCB 廃棄物の保管事業者に対し、計画的に立入検査を行い、適正な保管、期  
34 限内の処理について指導を行います。また、保管及び処理等の状況を取りまとめ、公表を  
35 行います。

1 5.4.5 ダイオキシン類対策 [ 環境整備課 ]

2 ダイオキシン類については、人体に重大な影響を与えることから、廃棄物処理法において廃  
3 棄物焼却施設等における排出基準や構造基準、処理方法の基準が定められています。また、ダ  
4 イオキシン類対策特別措置法においても、大気、水質、土壤におけるダイオキシン類に関する  
5 環境基準を定めており、対象となる特定施設については、測定義務が課せられるとともに排出  
6 基準を遵守することが義務付けられています。

7

8 (1) 一般廃棄物処理施設の対策 [ 環境整備課 ]

9 市町村等の焼却施設については、引き続き設備等の適切な維持管理や廃棄物の適正処理を  
10 推進することで、ダイオキシン類の低減化に向けた対策を図っていきます。また、ダイオキ  
11 シン類対策特別措置法に基づき実施される排ガス等のダイオキシン類濃度測定結果を注視し、  
12 基準値超過施設に対しては法律に基づく改善指導等の対応を行っていきます。

13

14 (2) 産業廃棄物処理施設の対策 [ 環境整備課 ]

15 産業廃棄物の焼却施設については、構造基準への対応状況、維持管理基準の遵守状況等に  
16 係る立入検査、排ガス等のダイオキシン類測定結果の徹取、その結果に基づく指導等を行っ  
17 ていきます。

18 なお、設置許可対象外の小型焼却施設を設置している産業廃棄物処理業者への立入検査に  
19 よる確認も行っています。

1 5.5 不確定要因を含む廃棄物に対する対応

2 5.5.1 急拡大感染症への対応 [ 環境整備課 ]

3 新型コロナウイルス感染拡大時には「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラ  
4 イン」(令和2年9月、環境省)に基づき、家庭・事業所からの一般廃棄物、医療機関からの感染  
5 性産業廃棄物について、感染リスクに配慮した排出方法や処理がルール化され適正に処理が行わ  
6 れました。

7 引き続き、感染症拡大時における感染性廃棄物の適正処理体制確保のため、市町村、一般廃棄  
8 物処理業者、産業廃棄物処理業者、医療関係機関及び関連団体との連絡体制を定めるなど連携を  
9 強化し、感染拡大に備えます。

10 5.5.2 災害時における対応力の強化

11 近年の台風や地震の多発化を踏まえ、持続可能な廃棄物処理を行うため、地域ごとの廃棄物処  
12 理システムの強靭化や、災害廃棄物の発生を想定した事前の備えが重要となっています。本県は、  
13 台風の常襲地域であり、予防策を含む様々な施策により防災体制の強化を図ってきましたが、地  
14 球温暖化の進行に伴い、海面の上昇や海水温の上昇による台風の強大化といった気象災害のリ  
15 スクが今後さらに高まることが予想されます。

16 県では、環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成29(2017)年に「災害廃棄物処理  
17 計画」を策定し災害廃棄物処理に必要な対応をとりまとめたほか、県内市町村の災害廃棄物処理  
18 計画の策定支援や研修による人材育成を行ってきました。さらに、令和7年には、県、市町村及  
19 び一部事務組合、(一社)沖縄県産業資源循環協会の3者において「災害発生時の廃棄物処理に  
20 関する協定」を締結し、相互の連携体制の強化を図ったところです。

21 (1) 市町村による災害廃棄物処理計画の策定支援 [ 環境整備課 ]

22 災害の発生に伴う災害廃棄物の処理に適切に対応するためには、災害廃棄物の処理主体で  
23 ある市町村が災害廃棄物処理計画を策定し、大量に発生する災害廃棄物に対して予め仮置き  
24 場の候補地を選定し、災害廃棄物の受入について事前にシミュレーションを行うことが重要  
25 です。このため、県は、市町村が災害廃棄物処理計画を適切に策定できるよう、必要な支援  
26 を行います。

27 (2) 人材育成 [ 環境整備課 ]

28 引き続き、市町村職員等を対象とした研修を実施することで人材育成を行い、調整役となる  
29 県職員についても災害廃棄物処理に精通した人材の確保に努めます。

1 (3) 災害廃棄物処理体制の強化 [ 環境整備課 ]

2 平時から、県内の廃棄物処理施設の整備状況を把握し、市町村が被災した場合には速やかな地域の復興につながるよう、適切な施設の維持管理や、広域化を含めた廃棄物処理システムの強靭化について市町村に助言を行います。また、沖縄県は、大規模災害時廃棄物対策九州ブロックの一員として、県域を超えた連携体制の構築を進めるとともに、(一社) 沖縄県産業資源循環協会と協力し、民間処理施設との連携強化を図ります。

7 災害が発生した際は、被災市町村に対し情報提供や技術的な助言等を行うとともに、単独市町村では災害廃棄物の処理が困難な場合は、前述の3者協定に基づき、市町村の枠組みを超えた広域的な処理体制の確保を図るとともに、産業廃棄物処理業者、他都道府県、国と連携し、協力支援体制を構築します。

12 5.5.3 米軍基地の廃棄物対策

13 米軍基地から排出される廃棄物は、主に民間処理業者によって収集・運搬・処理が行われています。

15 処理を行った民間事業者からの報告によると、令和5(2023)年度に米軍基地から排出された一般廃棄物の総量は21,112tでした。今後も、基地内の廃棄物等については、排出抑制や分別の徹底を推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め日米両政府の責任で適正に処理することについて、引き続き、基地所在市町村とも連携し、涉外知事会等あらゆる機会を通して在沖米軍基地及び国等に対し求めています。

21 (1) 沖縄駐在米軍及び沖縄防衛局等との連絡体制の構築 [ 環境整備課 ]

22 在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、リサイクルや適正処理などについて情報・意見交換に努めています。

25 (2) 情報公開及び立入検査 [ 環境整備課 ]

26 基地内における廃棄物等の種類、数量、発生場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報の公開を求めていくとともに、環境への影響が懸念される事態が発生した場合、基地内の立入調査に適切な配慮が払われるよう、強く求めています。

1 5.5.4 海岸漂着物対策 [ 環境整備課 ]

2 県内各地の海岸では、国内外からペットボトルや漁具等の廃プラスチック類等のごみが大量に  
3 漂着し、自然環境や漁業に多大な影響を及ぼしており、海岸景観の悪化は、観光資源としての価  
4 値の低下も招いています。

5 これらの漂着物へ対応するため、県では、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸  
6 漂着物対策の推進に関する基本的事項や多様な主体の役割と連携等について定め、回収処理体制  
7 を構築しています。

8 具体的には、回収・運搬・処理に係る費用について国の補助金を活用し、海岸管理者（県）や  
9 市町村による回収だけでなく、ボランティアの協力も得ながら、毎年、約 5,000 m<sup>3</sup>の海岸漂着物  
10 を回収するとともに、回収した漂着物については産業廃棄物処理業者への委託処理又は地元市町  
11 村によって処理が行われています。

12 海岸漂着物は絶え間なく漂着していることから、引き続き、国の補助金を活用しながら、地元  
13 市町村や関係機関と連携を図り、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

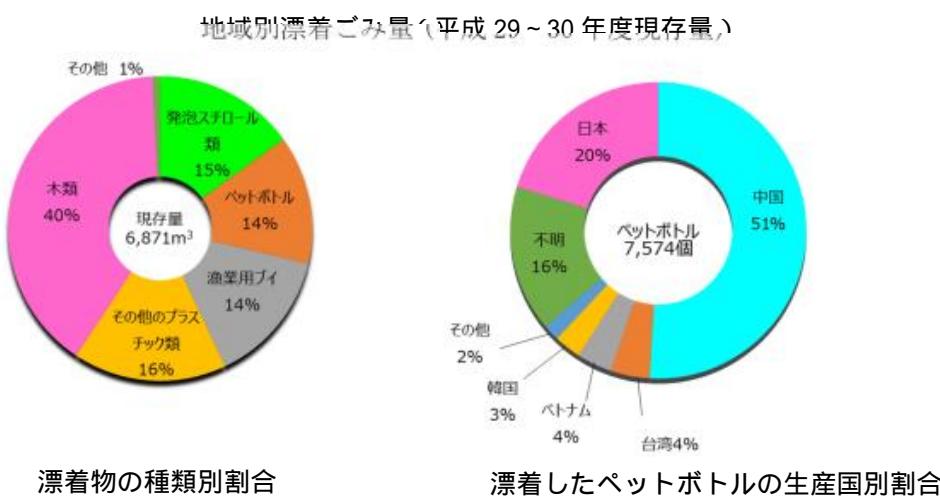
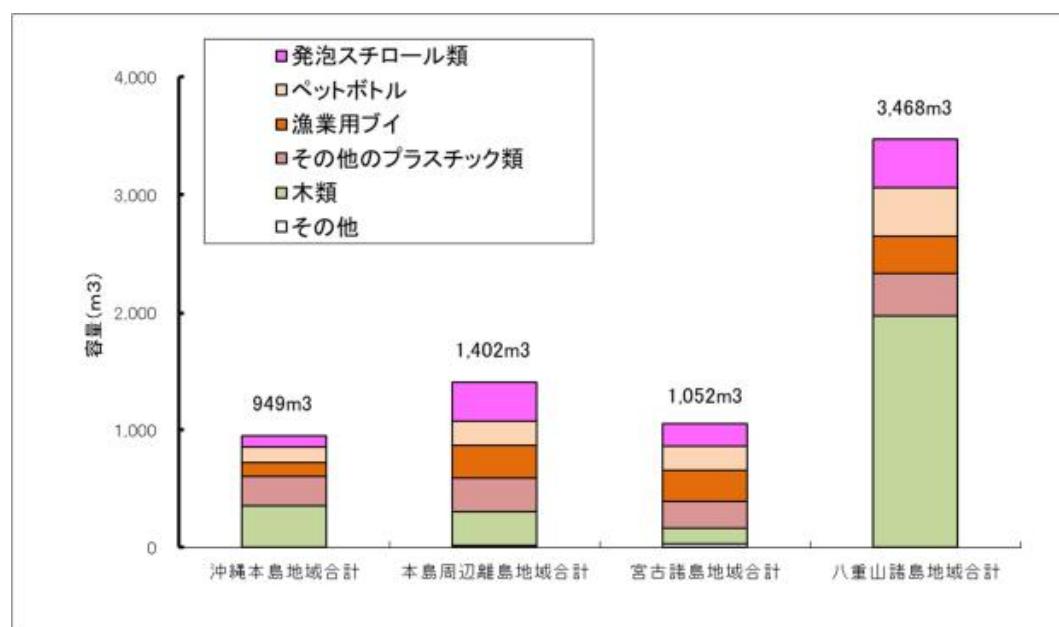
14

## ～沖縄県における海岸漂着物の漂着状況～

沖縄県は黒潮の上流に位置しており、国内外からの漂着物が繰り返し、際限なく漂着しています。

沖縄県が平成 29 (2017) ~ 30 (2018) 年度に約 900 海岸において実施した海岸踏査では、合計で  $6,871 \text{ m}^3$  (25m プール約 13 杯分) の漂着物が確認されています。

また、調査結果から、特に宮古島諸島や八重山諸島からなる先島地域に数多く漂着していることや、素材別ではプラスチック類が多いこと、バーコードから生産国が把握できるペットボトルを分析すると海外由来が多いなどの状況が分かってきています。



出典：沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業報告書（沖縄県）

1 5.6 ごみ処理広域化・集約化

2 5.6.1 広域化・集約化計画

3 (1) 背景・目的

4 ○本島内の市町村では、地理的に隣接する市町村間で一部事務組合を設立し広域的にごみ処  
5 理を行っていますが、離島市町村については、地理的条件(海路条件含む)及び人口規模等  
6 の課題があることから、資源ごみや処理困難物など一部のごみを除き、各市町村において  
7 ごみ処理施設を整備し運営している状況です。なお、一部の離島市町村の可燃物は、本島  
8 の焼却施設に受け入れられています。

9  
10 ○本県では、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的に通知された「ごみ処理  
11 の広域化計画について(平成9(1997)年5月28日付け衛環第173号厚生労働省生活衛生局  
12 水道環境部環境整備課長通知)」(以下、「平成9年通知」という。)を踏まえ、平成11(1999)  
13 年3月に「沖縄県ごみ処理広域化計画」(以下、「広域化計画(初版)」といふ。)を策定する  
14 とともに、平成25(2013)年から平成27(2015)年度にかけて、離島を有する地域別に「離島  
15 ごみ処理広域化方策報告書」による検討を行うなど、本県に相応しい広域化・集約化の枠組みを検討してきました。その結果、旧広域化計画当時に比べ、焼却施設数が減少し、処理能力の大きい施設が増えるなどの成果がありました。

16  
17 ○平成9年通知の発出後の我が国の人口減少に伴う廃棄物排出量の減少等のごみ処理の状況  
18 変化を踏まえ、環境省から持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の  
19 強化等の観点から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施  
20 設の集約化について(平成31(2019)年3月29日付け循環適発第1903293号通知)」が発出  
21 されたことから、同通知を踏まえ「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画」(以下、「広域化  
22 計画(第二版)」といふ。)を中長期的な計画として、広域化計画(初版)の見直しを行いました。

23  
24 ○今般、全国的に平成31年の環境省通知以降、広域化・集約化が進んでいない状況を踏まえ、  
25 将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくため、環境省  
26 から新たに「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びご  
27 み処理施設の集約化について(令和6年3月29日付け環循適発第24032923号)」(以下、  
28 「令和6年通知」といふ。)が発出され、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理  
29 体制の在り方を検討することが改めて必要となっています。

30  
31 以上より、本県の一般廃棄物処理の状況や環境省通知を踏まえ、新たに「沖縄県ごみ処理  
32 広域化・集約化計画」(以下、「広域化計画(第三版)」といふ。)として、その内容を見直しました。

33  
34 なお、広域化・集約化に期待される効果等は5.6.2に後述しています。

1 (2) 広域化・集約化計画の期間

2 令和 6 年通知を踏まえ、広域化計画( 第三版 )の期間は令和 32(2050) 年度までとしました。

3 (3) 各主体の役割

4 本県の役割

5 (ア)広域化・集約化計画の策定( 現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等  
6 の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検  
7 討 )

8 (イ)県の主導による広域化・集約化の枠組み構築

9 (ウ)市町村の情報共有・意見交換の場の設定

10 (エ)広域化・集約化の進行管理( ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の  
11 把握 )

12 (オ)広域化・集約化を進めるための技術的助言

13 • 法律上の助言、各種届出・手続きへの助言

14 • 循環型社会形成推進地域計画の作成への助言

15 • 地域還元事業への助言等

16 (カ)市町村間の調整への積極的な関与

17 • 広域化ブロック内及び関係市町村間での会議への出席

18 • 住民説明会等への出席等

19 (キ)関連交付金申請への対応

20 (ク)広域化・集約化を進めるための人材支援

21 (ケ)広域化・集約化を進めるための財政支援

22 (コ)広域化・集約化に対する県民の理解の促進

23 (サ)広域化・集約化の推進のための国に対する提案

24 市町村の役割

25 広域化・集約化計画の策定は県の所掌ですが、より実効性の高いものとするため、市町  
26 村の実状及び意向を反映した計画とする必要があります。このため、市町村においては、  
27 県の広域化・集約化計画の策定及び見直しに協力することが求められます。

28 また、広域化・集約化計画策定後の広域化ブロック内及び関係市町村間での検討・調整  
29 は、県と連携しながら、市町村が主体となって実施することが求められます。

30 (4) 広域化の進捗及び効果

31 広域化計画( 初版 )では、北部(本島・離島)、中部北、中部南、南部(本島・離島)、宮古、  
32 八重山の 6 ブロック区割りごとに広域化方策を検討しました。結果、焼却施設については、  
33 目標年度である平成 20(2008) 年度までに、本島市町村の一般廃棄物焼却施設については 17 施  
34 設を 12 施設に集約し、離島市町村については、それぞれ単独処理を基本としつつ状況に応じ  
35 本島市町村との広域化も考慮することとしていました。

1 令和 5 (2023) 年度時点における、本県の焼却施設は、本島市町村については 17 施設から 12  
2 施設に減少しています。離島市町村については焼却施設が無かった地域に整備が進んだとい  
3 う背景から増加しています（表 5.8）。

4 施設規模別にみると、離島市町村では 50t/日未満の施設と 100t/日以上の施設が増加して  
5 います（図 5.3）。

6 広域化計画（初版）では、施設の広域化により、ダイオキシン類排出量の削減など 4 つの  
7 メリットを見込むとしていましたが、このうち定量評価が可能な「ダイオキシン類排出量の  
8 削減」、「最終処分量の削減」、「サーマルリサイクルの推進」については、いずれもその効果  
9 指標を上回る成果が得られています（表 5.9）。

10 表 5.8 県内の焼却施設の広域化の目標と状況

区分	ブロック区分 <sup>1</sup>	市町村数	平成 10 年度 (基準年度)	平成 20 年度		令和 6 年度 (現状) <sup>2</sup>
				(目標値)	(実績)	
本島	北部	6 市町村	4 施設	2 施設	3 施設	3 施設
	中部	11 市町村	8 施設	5 施設	6 施設	5 施設
	南部	9 市町村	5 施設	5 施設	5 施設	4 施設
	合計	26 市町村	17 施設	12 施設	14 施設	12 施設
離島	北部離島	3 村	2 施設	3 施設	-	3 施設
	南部離島	7 村	7 施設	7 施設	-	6 施設
	宮古	2 市村	3 施設	3 施設	-	2 施設
	八重山	3 市町	2 施設	2 施設	-	8 施設
	合計	15 市町村	14 施設	15 施設	-	19 施設
県全体合計		41 市町村	31 施設	27 施設	-	31 施設

11 1 「沖縄県ごみ処理広域化計画(平成 11 年 3 月)」における焼却施設の広域ブロック

12 2 「廃棄物対策の概要(沖縄県環境部環境整備課、令和 7 年 3 月)」より

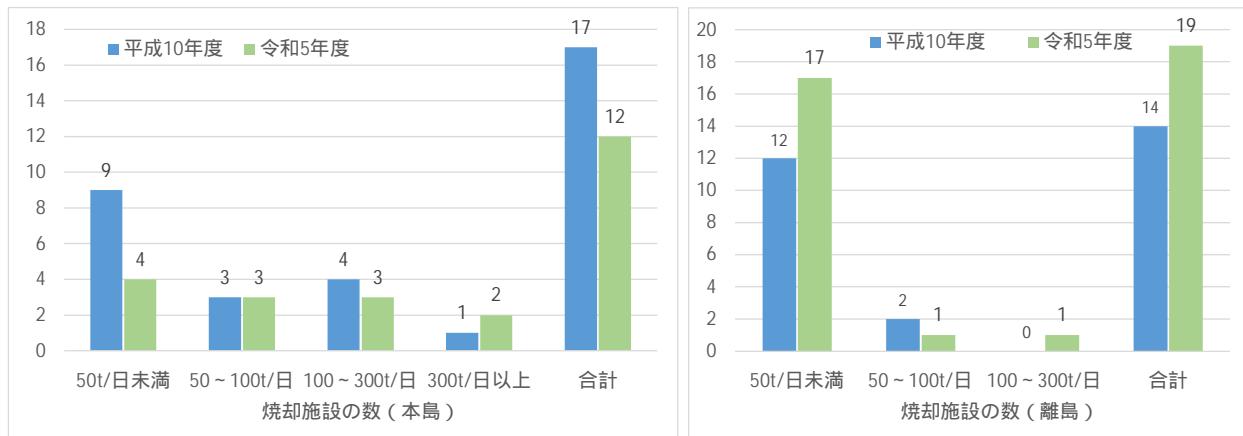


図 5.3 施設規模別の焼却施設数の変化

表 5.9 広域化計画(初版)の効果

項目	広域化計画(初版)の目標	広域化計画(初版)の効果
ダイオキシン類排出量の削減	平成9年度の排出量から90%を削減する	平成9年度比95.8%削減 「廃棄物対策の概要」(令和7年3月)
最終処分量の削減	平成8年度の処分量から26%を削減する	約85%の削減 「廃棄物対策の概要」(令和7年3月)
サーマルリサイクルの推進	200t/日以上の焼却施設建設により44GWh/年、将来構想で64GWh/年の発電量を見込む。	総発電量(実績値)97GWh/年 「環境省一般廃棄物実態調査(令和5年度)」
経済効果	施設を大規模化することで、建設費及びランニングコストの削減を見込む。	

### (5) 将来人口及びごみ量

旧ブロック区分の将来人口及び将来ごみ量は、表 5.10～表 5.11 及び図 5.4～図 5.5 のとおりです。本島における将来人口及びごみ量は減少傾向です。

一方、離島については人口が減少傾向ですが、宮古ブロックと八重山ブロックの影響により離島全体のごみ量は増加傾向です。

本島北部・中部及び北部離島・南部離島において、ごみ量が減少する見込みであり、一部の市町村ではごみ処理に必要な施設規模は小さくなると想定されます。

表 5.10 ブロック別将来人口

単位：人

区分	ブロック	実績		将来推計			R12/R5
		令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和32年度		
本島	北部	95,548	92,995	90,966	83,447	97.3%	
	中部	522,291	526,761	528,258	514,841	100.9%	
	南部	734,779	728,019	722,855	692,552	99.1%	
	小計	1,352,618	1,347,776	1,342,079	1,290,840	99.6%	
離島	北部離島	6,790	6,106	5,650	4,480	89.9%	
	南部離島	11,624	10,484	9,847	8,157	90.2%	
	宮古	56,704	55,038	54,136	50,298	97.1%	
	八重山	56,036	54,913	54,390	51,790	98.0%	
	小計	131,154	126,542	124,023	114,725	96.5%	
県全体合計		1,483,772	1,474,317	1,466,102	1,405,565	99.4%	

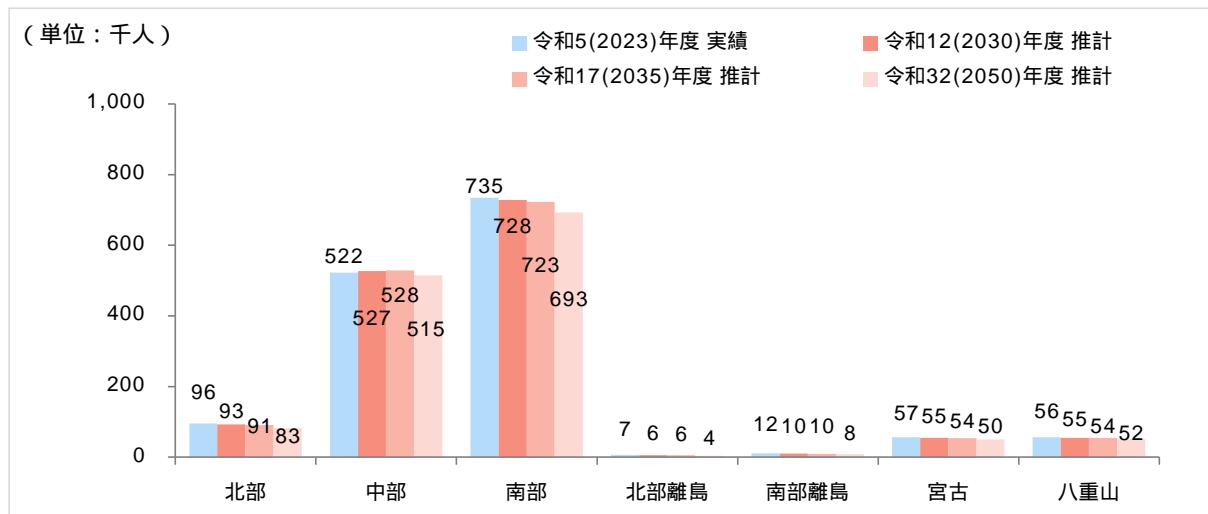


図 5.4 ブロック別将来人口(推移)

表 5.11 ブロック別将来ごみ量

単位: t/年

区分	ブロック	将来推計				R12/R5
		令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和32年度	
本島	北部	33,063	31,339	30,672	29,512	94.8%
	中部	167,024	165,591	161,842	139,387	99.1%
	南部	218,204	222,486	223,313	225,346	102.0%
	小計	418,291	419,416	415,826	394,245	100.3%
離島	北部離島	2,427	1,591	705	256	65.6%
	南部離島	4,889	4,598	4,401	4,326	94.1%
	宮古	20,250	21,572	24,210	40,418	106.5%
	八重山	21,910	24,299	24,266	23,855	110.9%
	小計	49,476	52,061	53,581	68,855	105.2%
県全体合計		467,767	471,477	469,407	463,099	100.8%

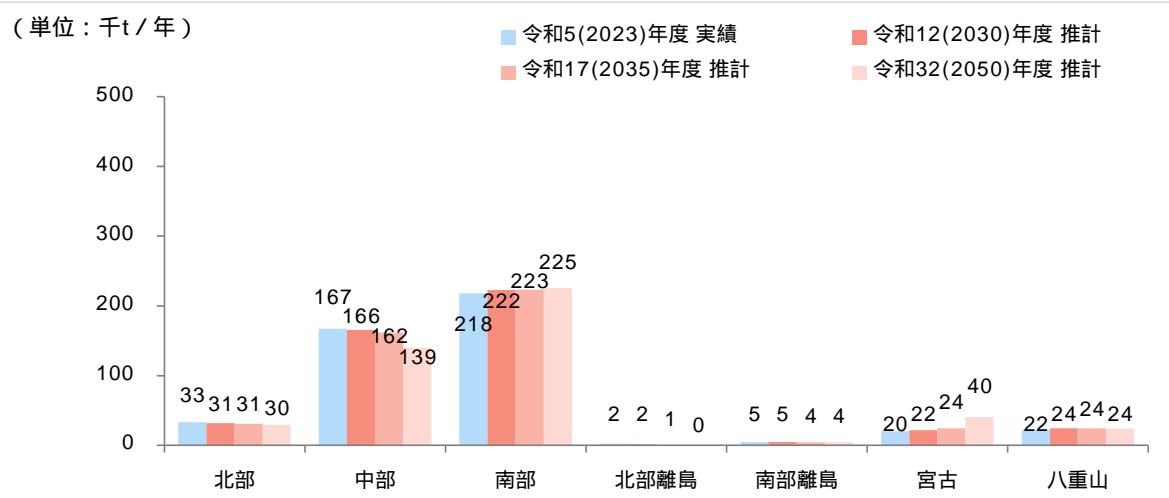


図 5.5 ブロック別将来ごみ量(推移)

1 (6) 広域化・集約化の基本方針と各ケースの設定

2 広域化計画（初版）では、本島市町村の一般廃棄物焼却施設については 17 施設を 12 施設  
3 に集約し、離島市町村については、それぞれ単独処理を基本としつつ状況に応じ本島との広  
4 域化も考慮することとしていました。また、最終処分場については、基本的には策定当時の  
5 体制を継続（市町村毎又は組合毎に整備）資源化・粗大ごみ処理施設については、焼却施設  
6 または最終処分場の処理体制を考慮しながら整備することとしていました。

7 広域化計画（第二版）では、広域化ケースを 3 つのケースとし、ケース 1 は、令和 3 (2021)  
8 年度の処理体制のまま目標年度である令和 12(2030) 年度を迎えるものとし、ケース 2 は近隣  
9 自治体による広域化を推進したケースとしました。ケース 3 は、環境省の方針を踏まえ、よ  
10 り広域化を推進した例として、さらに 15 年先の令和 27(2045) 年度を想定しました。最終処  
11 分場や資源化・粗大ごみ処理施設については、焼却施設の処理体制を考慮しながら集約化・  
12 広域化を推進することとしていました。

13 新たに策定する広域化計画（第三版）では、広域化計画（第二版）の基本的な方向性を踏  
14 襲し、中期的な目標時期を令和 17(2035) 年度、長期的な目標時期を令和 32(2050) 年度に設定  
15 するとともに、本島と離島の現状を踏まえた更新を行いました（表 5.12 表 5.13 及び図 5.6、  
16 図 5.7、図 5.8）

19 表 5.12 広域化計画（第三版）における広域化・集約化ケースの考え方

ケース	考え方	目標時期
ケース 1	現行(令和 7(2025)年度)の処理体制	-
ケース 2	近隣自治体における広域化	令和 17(2035)年度
ケース 3	最大限の広域化	令和 32(2050)年度

表 5.13 広域化・集約化ケース（焼却施設）

現行 ブロック	市区町村名	ケース1（現行）		ケース2（R17年度）		No	ケース3（R32年度）						
		No	組合せ	規模	No	組合せ	必要施設 規模	No					
北部	国頭村	1 国頭地区 行政事務組合	12.0 t/日	1 北部 1	9.0 t/日	1 北部	93.0 t/日	93.0 t/日					
	大宜味村												
	東村												
	名護市	2 名護市	58.0 t/日	2 北部 2	64.0 t/日								
	今帰仁村	3 本部町今帰仁村 清掃施設組合	80.0 t/日	3 北部 3	25.1 t/日								
	本部町												
北部離島	伊是名村	4 伊是名村	3.0 t/日	3 北部 3	25.1 t/日								
	伊平屋村	5 伊平屋村	3.0 t/日										
	伊江村	6 伊江村	7.0 t/日										
中部	宜野座村	7 金武地区 消防衛生組合	32.0 t/日	4 中部北 1	19.5 t/日	2 中部北	138.7 t/日	138.7 t/日					
	金武町												
	恩納村	8 中部北環境施設組合	166.0 t/日	5 中部北 2	139.0 t/日								
	うるま市												
	読谷村	9 比謝川行政事務組合	70.0 t/日	6 中部南 1	55.8 t/日	3 中部南	247.8 t/日	247.8 t/日					
	嘉手納町												
	北谷町	10 倉浜衛生施設組合	309.0 t/日	7 中部南 2	344.1 t/日								
	沖縄市												
	宜野湾市												
	北中城村	11 中城村北中城村 清掃事務組合	40.0 t/日	8 南部北	161.4 t/日	4 南部北	185.3 t/日	185.3 t/日					
	中城村												
南部	浦添市	12 浦添市	150.0 t/日	9 南部南 1	242.3 t/日	5 南部南 1	244.2 t/日	244.2 t/日					
	糸満市	13 南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課)	200.0 t/日										
	豊見城市												
	南城市	14 南部広域行政組合 (東部環境衛生課)	98.0 t/日										
	西原町												
	与那原町												
	八重瀬町												
	那霸市	15 那霸市・南風原町 環境施設組合	450.0 t/日	10 南部南 2	344.1 t/日	6 南部南 2	328.2 t/日	328.2 t/日					
南部離島	南風原町												
	座間味村												
	粟国村												
	渡嘉敷村	16 渡嘉敷村	0.5 t/日	11 南大東村	1.3 t/日	7 南大東村	1.1 t/日	1.1 t/日					
	渡名喜村	17 渡名喜村											
	南大東村	18 南大東村	3.0 t/日	11 南大東村	1.3 t/日	7 南大東村	1.1 t/日	1.1 t/日					
	北大東村	19 北大東村	2.0 t/日	12 北大東村	0.4 t/日	8 北大東村	0.5 t/日	0.5 t/日					
宮古	久米島町	20 久米島町	20.0 t/日	13 久米島町	9.0 t/日	9 久米島町	7.6 t/日	7.6 t/日					
	宮古島市	21 宮古島市	63.0 t/日	14 宮古	75.7 t/日	10 宮古	126.3 t/日	126.3 t/日					
	多良間村	22 多良間村	3.0 t/日										
八重山	石垣市	23 石垣市	120.0 t/日	15 石垣市・竹富町	73.9 t/日	11 石垣市・竹富町	73.0 t/日	73.0 t/日					
	竹富町	24 竹富町	3.6 t/日										
	与那国町	25 与那国町	5.0 t/日	16 与那国町	1.9 t/日	12 与那国町	1.5 t/日	1.5 t/日					

規模 (t/日): 竹富町は町内 6 施設の合計

必要施設規模は、各ケースの目標年年度の広域化組合せ市町村の推計ごみ処理量（ケース2、ケース3）から必要となる施設規模を下記の式から算出した。

必要施設規模(t/日)= 年間日平均処理量(t/日) ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

$$= (\text{推計ごみ量合計(t/年)} \div 365) \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96$$

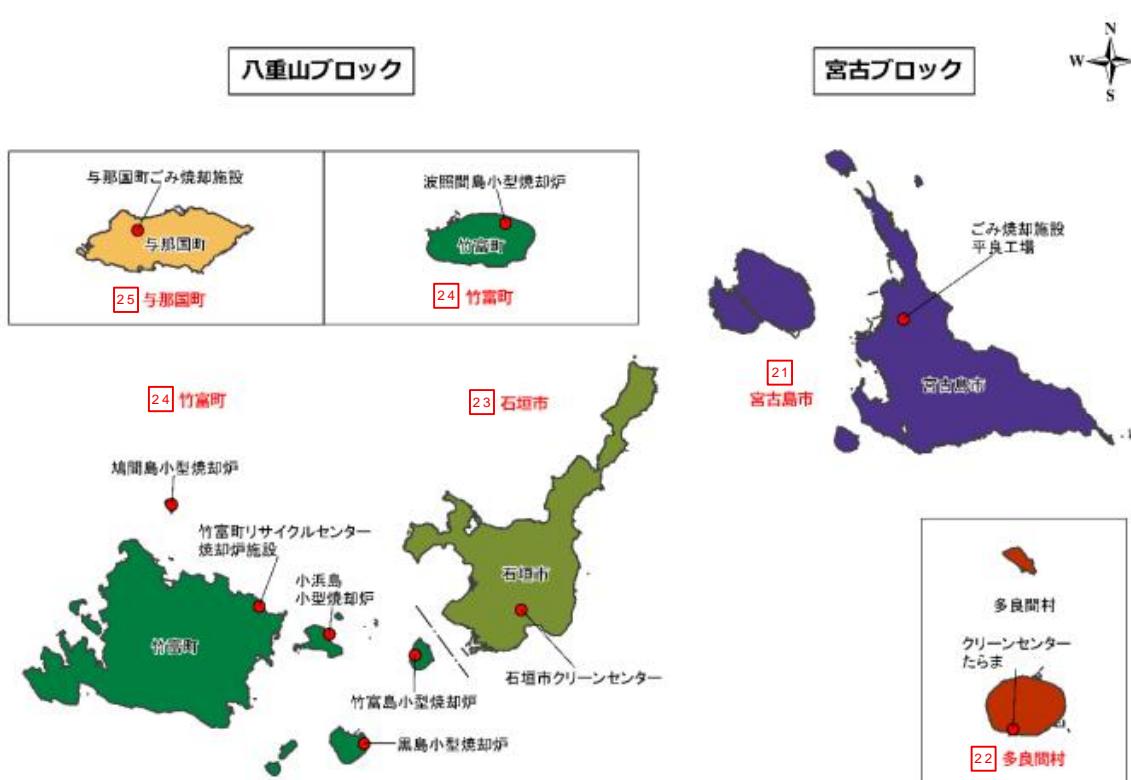
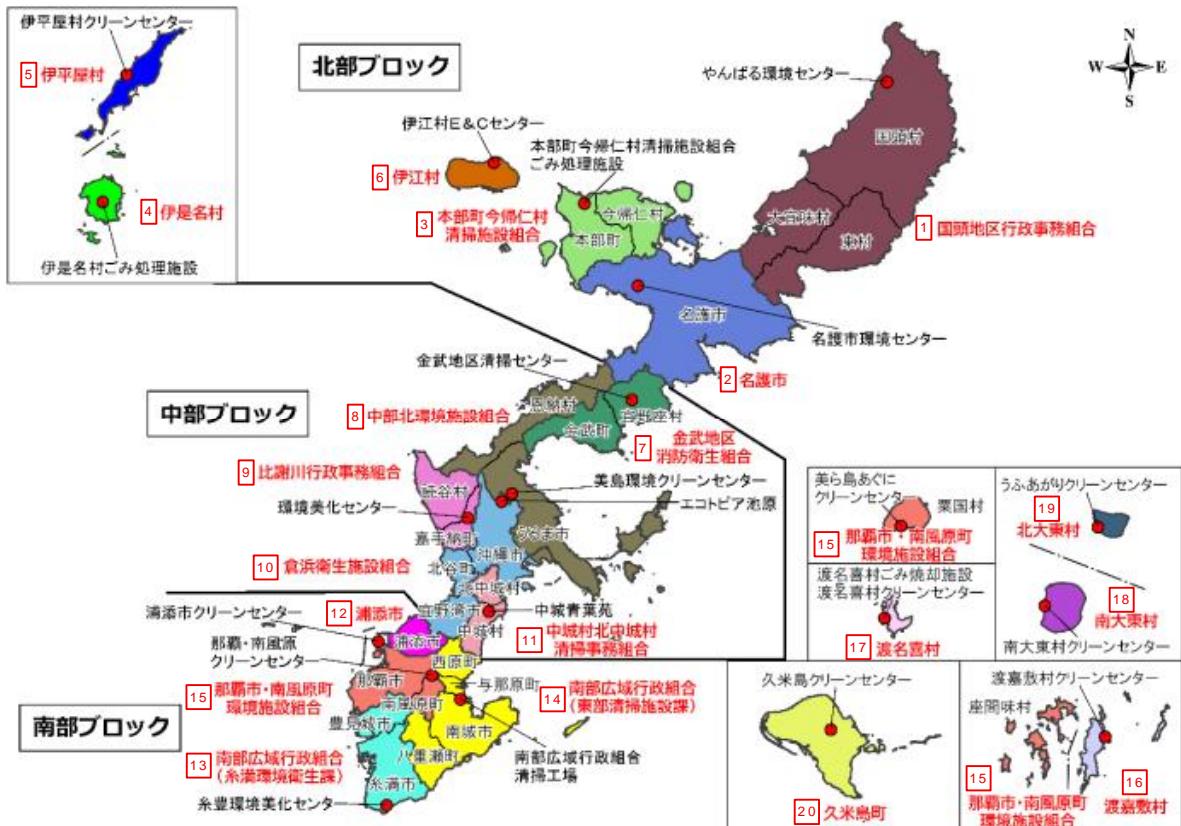


図 5.6 広域化ブロック計画（ケース 1）

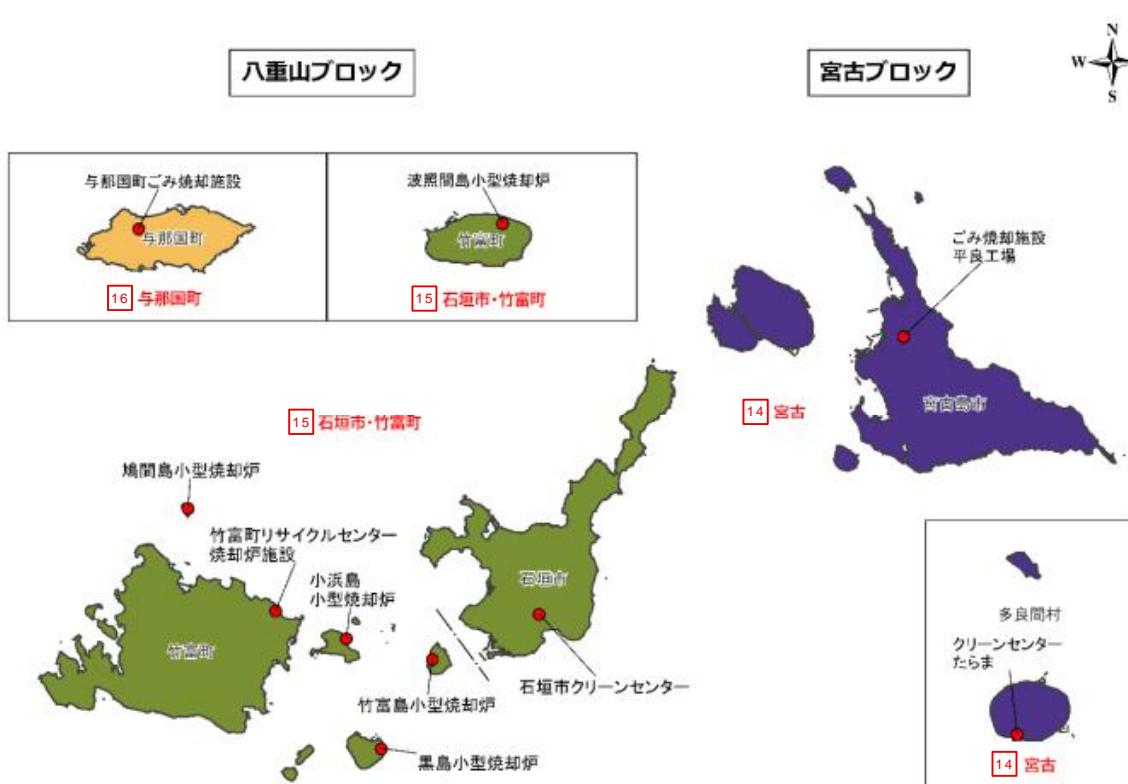
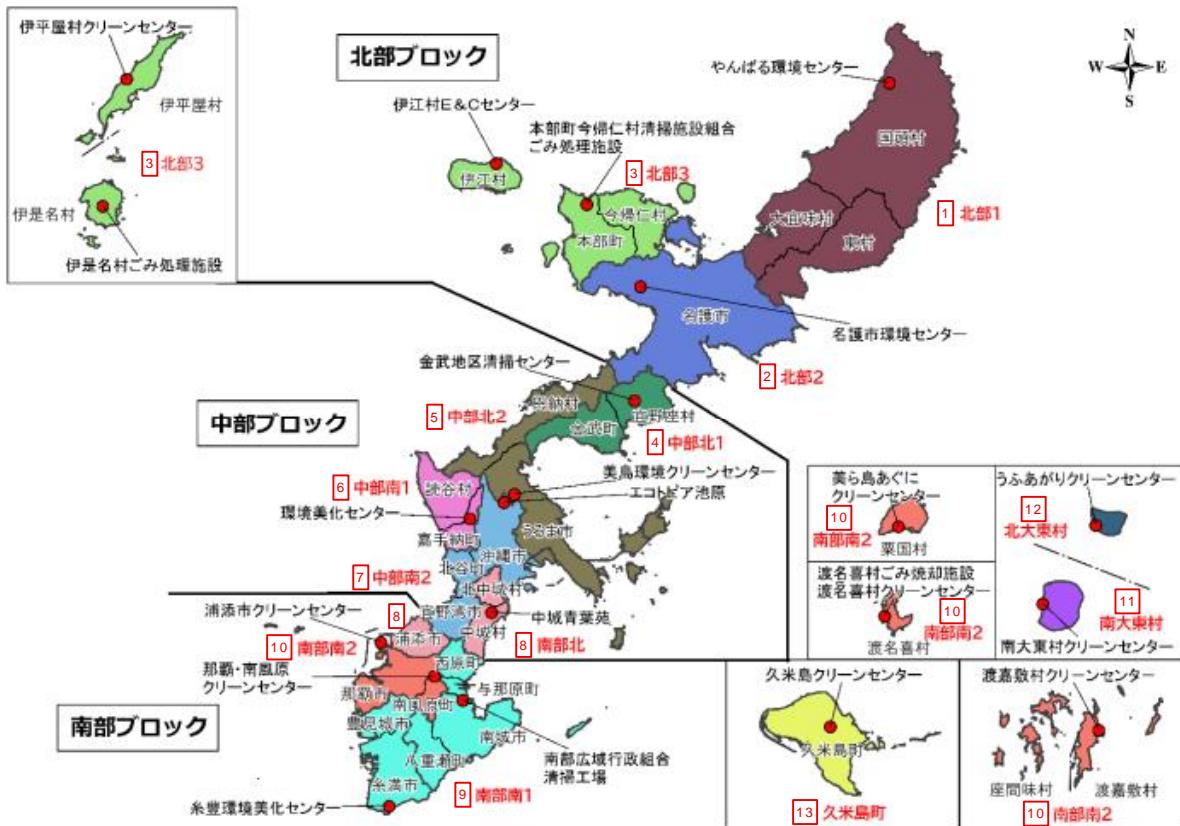


図 5.7 広域化ブロック計画（ケース 2）

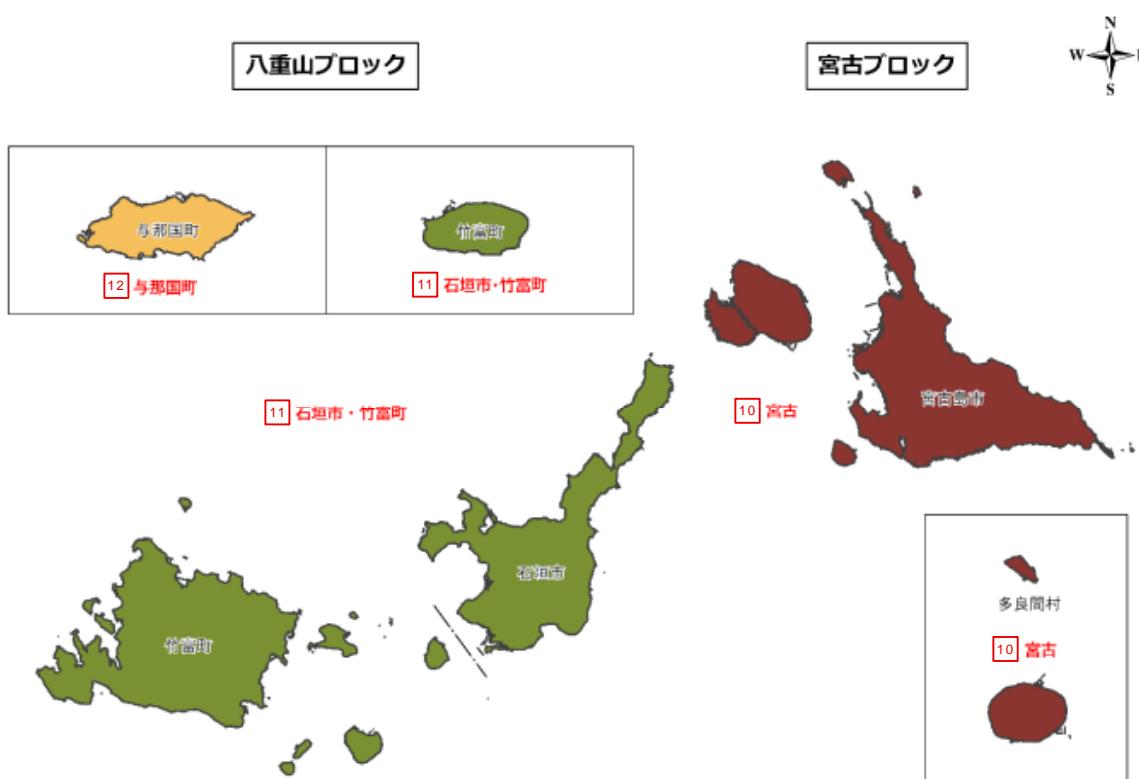
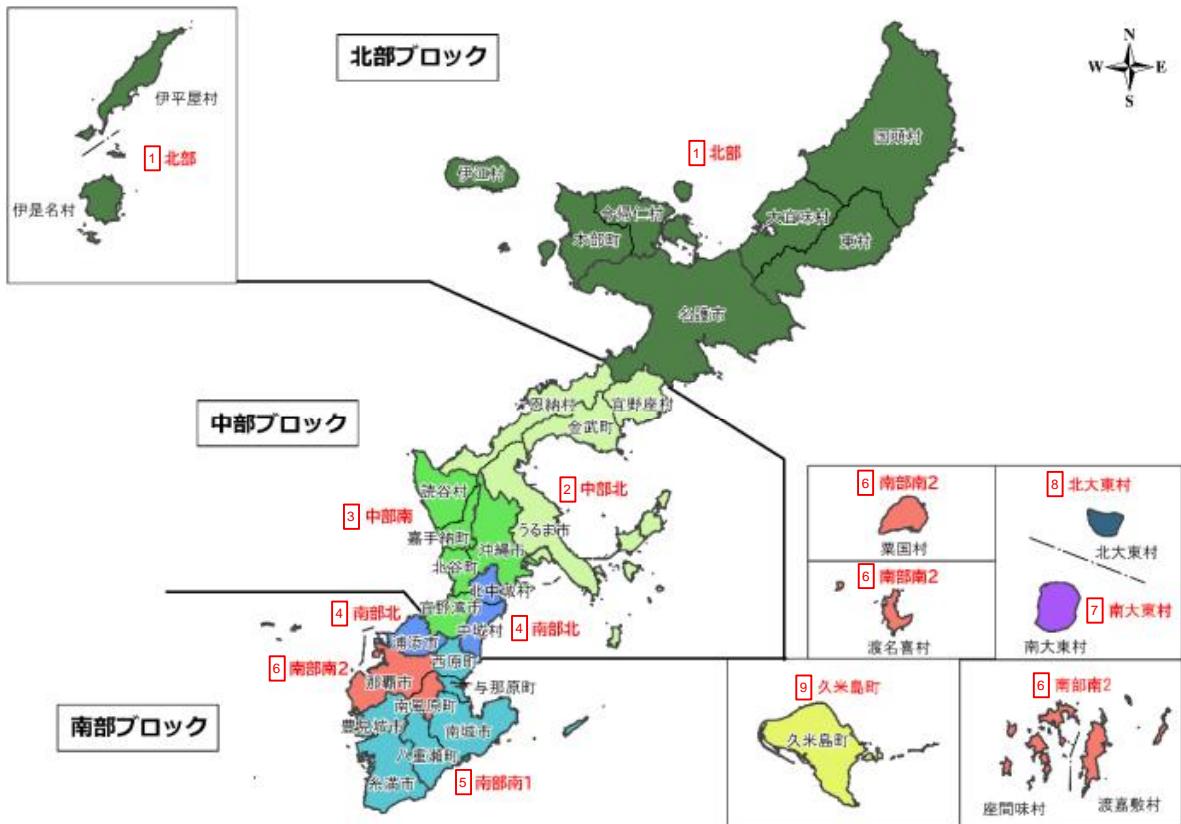


図 5.8 広域化ブロック計画（ケース 3）

1 (7) 現行の処理体制の評価と計画

2 焼却施設

3 (ア)本島北部

4 現状 6 市町村で 3 施設となっており一定の広域化は進んでいます。いずれも処理能力  
5 100t/日未満であることから、さらなる広域化の検討が必要です。名護市では令和 7 年 4 月  
6 から新たに名護市一般廃棄物処理施設（焼却施設処理能力：約 58t/日）の供用を開始しま  
7 した。

8 将来的には、北部全体で 1 施設に広域化することを目指します。

9 (イ)北部離島

10 現状 3 村で 3 施設、いずれも処理能力 10t/日未満であり、広域化は進んでいません。平  
11 成 25(2013)年度の「離島ごみ処理広域化方策報告書」では、2 村は本部町今帰仁村清掃施  
12 設組合との広域化が、伊江村は単独処理が有利とされていますが、施設運営に係る技術者  
13 や作業員の確保・配置、関係法令へ適合した適正な施設運営の対応等が効率的にできるこ  
14 とを踏まえるといずれも本島との広域化を目指すことが望ましいとされています。

15 よって、海上輸送を伴いますが、本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化から検討し、  
16 将来的には北部全体で 1 施設に広域化することを目指します。

17 (ウ)本島中部

18 現状 11 市町村で 5 施設となっており広域化は進んでいますが、一部の施設は処理能力  
19 100t/日未満であることから、さらなる広域化の検討が必要です。

20 中城村北中城村清掃事務組合(中城青葉苑：40t/日)は、南部ブロックの浦添市(浦添市ク  
21 リーンセンター：150t/日)との広域化を予定しており、ブロックを超えた取組も進んでい  
22 ます。

23 将来的には、中部全体及び南部の浦添市を含み 3 施設に広域化することを目指します。

24 (エ)本島南部

25 現状 9 市町村で 2 つの一部事務組合を含む 4 施設となっており、南部離島の一部（座間  
26 味村、粟国村、渡嘉敷村）の可燃ごみを受け入れるなど広域化は進んでいます。特に、那  
27 霸市・南風原町環境施設組合は、2 市町で処理能力 450t/日の規模を有するなど、県内では  
28 最も規模が大きくなっています。

29 浦添市は前項のとおり、中部地域の 2 村と広域化を予定しております。南部広域行政組  
30 合は 3 市 3 町(糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、八重瀬町)の広域化に向け  
31 具体的な調整が進められています。

32 将来的には、南部離島のうち渡名喜村も含めて、広域化することを目指します。

1 (才)南部離島

2 現状 1町 6村で 5施設となっており、座間味村、渡嘉敷村及び粟国村の燃えるごみは前  
3 項のとおり、那覇市・南風原町環境施設組合が受け入れており、広域化は進んでいます。

4 久米島町以外は、いずれも処理能力 10t/日未満であることから、さらなる広域化の検  
5 討が必要ですが、北大東村及び南大東村については、海上輸送の状況を踏まえると島外への  
6 搬出は難しいことから現状の処理体制を維持することとします。

7 (力)宮古

8 現状 1市 1村で 2施設となっており、宮古島市の処理能力は 63t/日と 50t/日以上である  
9 ものの、多良間村は 3t/日と小規模です。

10 将来的には、施設規模が大きく、既存の海上輸送航路を有する宮古島市と広域化すること  
11 を目指します。

12 (キ)八重山

13 現状 1市 2町で 8施設となっており、石垣市の処理能力が 120t/日を有する以外はいずれも  
14 2t/日未満と小規模であり、広域化は進んでいません。特に、竹富町は西表島や竹富  
15 島など 9つの島（有人島のみ）に分かれており、町内 6施設で各島のごみを処理しています。

16 将来的には、地理的に離れておりかつ新たにごみ処理施設を整備した与那国町を除き、  
17 石垣市と竹富町で広域化することを目指します。

18  
19  
20  
21  
22  
23

1 資源化・粗大ごみ処理施設

2 資源ごみ・粗大ごみについては、焼却施設の処理体制を考慮しながら、資源化するごみの種  
3 類ごとに集約化・広域化を推進します。焼却施設に比べ、市町村ごとの分別の違いにより、リ  
4 サイクル施設や収集運搬効率への影響が大きいことから、地域特性を踏まえた検討が必要です。

5 表 5.14 ケース別の必要施設規模（資源化施設）

現行 ブロック	市区町村名	ケース1（現行）		ケース2（R17年度）			ケース3（R32年度）									
		No	組合せ	規模	No	組合せ	必要施設 規模	No	組合せ	必要施設 規模						
北部	国頭村	1	国頭地区 行政事務組合	5.0 t/日	1	北部 1	2.1 t/日	1	北部	21.5 t/日						
	大宜味村															
	東村	2	名護市	5.9 t/日	2	北部 2	14.8 t/日									
	名護市															
	今帰仁村	3	本部町今帰仁村 清掃施設組合	1.0 t/日	3	北部 3	5.8 t/日									
北部離島	本部町															
	伊是名村	4	伊是名村	1.0 t/日	3	北部 3	4.5 t/日	2	中部北	32.0 t/日						
	伊平屋村	5	伊平屋村													
中部	伊江村	6	伊江村													
	宜野座村	7	金武地区 消防衛生組合	1.0 t/日	4	中部北 1	4.5 t/日	2	中部北	32.0 t/日						
	金武町	8	中部北環境施設組合	57.0 t/日	5	中部北 2	32.1 t/日									
	恩納村															
	うるま市	9	比謝川行政事務組合		6	中部南 1	12.9 t/日	3	中部南	57.2 t/日						
	読谷村															
	嘉手納町	10	比謝川行政事務組合	82.0 t/日	7	中部南 2	56.5 t/日									
	北谷町															
	沖縄市	11	沖縄市	82.0 t/日	8	南部北	37.2 t/日	4	南部北	42.7 t/日						
	宜野湾市															
	北中城村	12	北中城村 清掃事務組合	9.0 t/日	9	南部北	37.2 t/日									
	中城村															
南部	浦添市	13	浦添市	40.0 t/日	9	南部南 1	55.9 t/日	5	南部南 1	56.4 t/日						
	糸満市	14	糸満市 行政事務組合 (糸満環境衛生課)	10.0 t/日												
	豊見城市															
	南城市	15	南城市 行政事務組合 (南城市環境衛生課)	10.0 t/日												
	西原町															
	与那原町	16	与那原町 行政事務組合 (与那原町環境衛生課)	10.0 t/日												
	八重瀬町															
南部離島	那覇市	17	那覇市	53.0 t/日	10	南部南 2	79.4 t/日	6	南部南 2	75.7 t/日						
	南風原町	18	南風原町													
	座間味村	19	座間味村	1.0 t/日												
	粟国村	20	粟国村													
	渡嘉敷村	21	渡嘉敷村													
	渡名喜村	22	渡名喜村													
宮古	南大東村	23	南大東村	8.0 t/日	11	南大東村	0.3 t/日	7	南大東村	0.3 t/日						
	北大東村	24	北大東村		12	北大東村	0.1 t/日	8	北大東村	0.1 t/日						
	久米島町	25	久米島町		13	久米島町	2.1 t/日	9	久米島町	1.7 t/日						
八重山	宮古島市	26	宮古島市	11.0 t/日	14	宮古島市	17.5 t/日	10	宮古島市	29.1 t/日						
	多良間村	27	多良間村		15	多良間村	17.1 t/日	11	多良間村	16.8 t/日						
八重山	石垣市	28	石垣市	13.0 t/日												
	竹富町	29	竹富町	1.4 t/日												
八重山	与那国町	30	与那国町		16	与那国町	0.4 t/日	12	与那国町	0.4 t/日						

必要施設規模は、各ケースの目標年度の広域化組合せ市町村の推計ごみ処理量（ケース2、ケース3）から必要となる施設規模を下記の式から算出した。

必要施設規模(t/日)= 年間日平均処理量(t/日) ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率  
= (推計ごみ量合計(t/年) ÷ 365) ÷ (280日 ÷ 365日) ÷ 0.65

1       最終処分場

2       焼却灰と不燃残さが焼却施設から発生することを踏まえ、最終処分場については、焼却施設  
3       の処理体制を考慮しながら広域化・集約化を推進します。

5       (ア)本島北部

6       現状 6 市町村で 3 施設となっており一定の広域化は進んでいます。焼却施設の処理体制  
7       や最終処分場の残余年数などを踏まえて、将来的には、北部全体で広域化することを検討  
8       します。

10      (イ)北部離島

11      現状 3 村で 2 施設となっており一定の広域化は進んでいます。焼却施設の処理体制や最  
12      終処分場の残余年数などを踏まえて、本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化から検討し、  
13      将来的には北部全体で広域化することを検討します。

15      (ウ)本島中部

16      現状 11 市町村で 3 施設となっており広域化は進んでいます。焼却施設の処理体制や最終  
17      処分場の残余年数などを踏まえて、将来的には、焼却施設の処理体制を踏まえた広域化を  
18      検討します。

20      (エ)本島南部

21      現状 9 市町村で 2 つの一部事務組合における 2 施設が整備されており、広域化は進んで  
22      います。引き続き、南部離島からの受け入れを継続し、広域化の検討を行います。

24      (オ)南部離島

25      現状 1 町 6 村で 5 施設となっています。

26      引き続き、焼却施設の広域化と同様に海上輸送の状況を踏まえて、広域化の検討を行  
27      います。

29      (カ)宮古

30      現状 1 市 1 村で 3 施設（宮古島市は 2 施設を整備）となっています。焼却施設の処理体  
31      制や最終処分場の残余年数などを踏まえて、広域化の検討を行います。

33      (キ)八重山

34      現状 1 市 2 町で 3 施設となっています。焼却施設の広域化と同様に地理的に離れており  
35      かつ新たにごみ処理施設を整備した与那国町を除き、石垣市と竹富町で広域化することを  
36      検討します。

1 し尿処理施設

2 し尿処理施設については、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)」の一部と  
3 して各施設の整備・運営管理手法を定めた計画である「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計  
4 画(令和5年3月)」に基づき広域化・共同化を進めます。

~自治体間の垣根を越える施設統廃合~

「沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画(令和5年3月)」では、処理施設の改築更新費用や維持管理費の削減を目的とし、自治体間の垣根を越える施設統廃合について、以下のとおり計画に位置付けています。

	廃止施設		受入施設	
	管理者	施設名	管理者	施設名
1	本部町今帰仁村清掃施設組合	本部・今帰仁し尿処理施設	本部町	本部町浄化センター
2	読谷村	楚辺浄化センター	沖縄県	宜野湾浄化センター
3	中部衛生施設組合	長尾苑	うるま市 沖縄県	石川終末処理場 具志川浄化センター
4	うるま市	石川終末処理場し尿受入施設		
5	南部広域行政組合	岡波苑	糸満市	糸満市終末処理場
6	南部広域行政組合	清澄苑	糸満市 沖縄県	糸満市終末処理場 西原浄化センター

5

6

7

## 5.6.2 広域化・集約化の展望

### (1) 期待される効果

広域化・集約化を推進することで期待される効果を以下に示します。

全国的にごみ排出量の減少が見込まれる中での一定のごみ量の確保

エネルギー回収効率の向上及び十分なエネルギー回収量の確保

ごみ処理事業費（施設整備費、廃棄物処理経費等）の効率化

気候変動対策・脱炭素化の推進

資源循環の強化（資源量確保、選別・再資源化技術の高度化等）

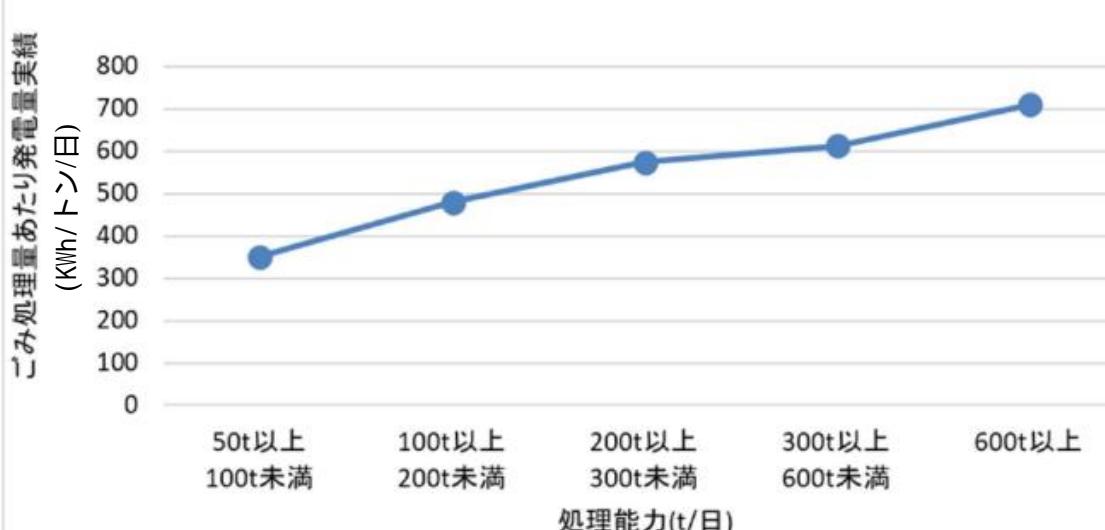
災害対策の強化

地域への多面的価値の創出（地域のエネルギーセンターとしての活用、環境教育・学習の場の提供等）

「広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月、環境省）」から引用・要約しています。

#### ～気候変動対策・脱炭素化の推進（エネルギー回収効率の向上等）～

広域化・集約化により、エネルギー回収施設の処理能力が大きくなることで、タービン発電機の効率の向上、放熱量の減少及び排水循環利用時のガス温度低下の抑制等により、廃棄物発電のごみ処理量あたり発電量は増加し、更なるエネルギー回収効率の向上が可能となります。また、ごみ処理施設が大規模化することで、スケールメリットによる施設の省エネルギー化が図られます。一方で、収集運搬距離の増加に伴い、二酸化炭素排出量が増加することが懸念されるため、脱炭素化の効果については総合的な評価が必要です。



ごみ焼却施設の処理能力とごみ処理量あたり発電量の関係

出典：広域化・集約化に係る手引き（令和7年3月改訂）環境省（一部編集）

1 (2) 広域化・集約化推進のための検討・調整

2 関係市町村間で主に以下の内容の検討・調整を行いながら、広域化・集約化の具体的な構  
3 想を進めていく必要があります。一方で、住民説明会等で広域化・集約化に対する住民理解  
4 の促進を行うことも重要です。検討・調整方法については、「広域化・集約化に係る手引き(令  
5 和7年3月改訂)環境省」において、事例を基にとりまとめられています。離島地域においては、海上輸送を伴うことから、施設の更新時期も見据え、効率的なごみ処理体制について、  
6 引き続き検討を行っていく必要があります。

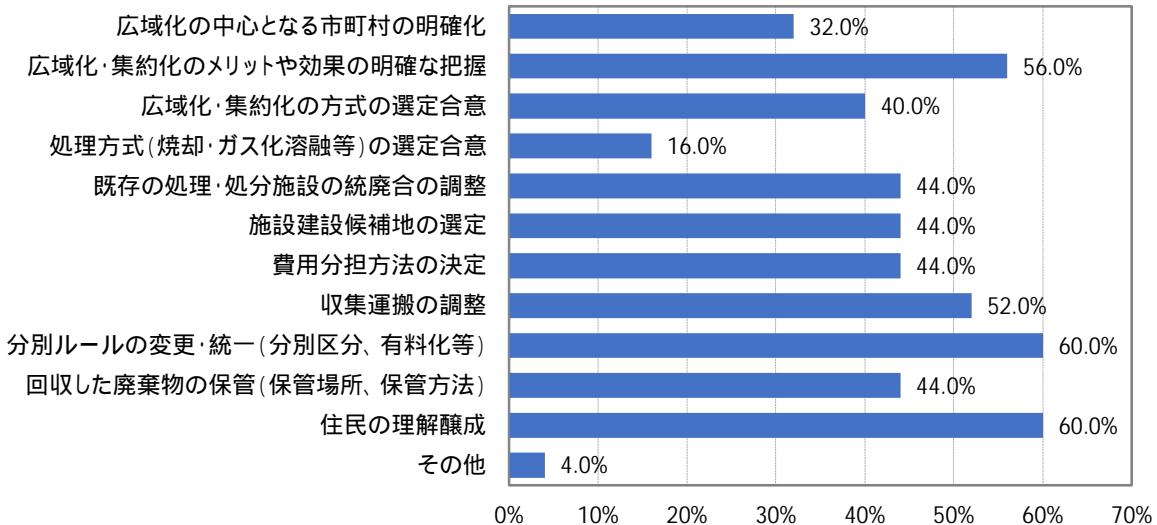
7

8 ~市町村・一部事務組合の課題~

アンケート調査より、広域化・集約化を進めるにあたって、市町村・一部事務組合が課題に思う点については、以下のとおりとなっています（回答者数25、複数回答可）

「分別ルールの変更・統一」及び「住民の理解醸成」(60.0%)が最も多く、次いで「広域化・集約化のメリットや効果の明確な把握」(56.0%)、「収集運搬の調整」(52.0%)となっています。

6割の市町村等が、広域化・集約化を進めるにあたっては「住民の理解醸成」について課題があると感じていることがわかります。



9 広域化・集約化を進めるにあたって、市町村・一部事務組合が課題に思う点

10

11